

松戸市教育委員会会議録

令和 5 年 1 1 月 定例会

松戸市教育委員会会議録

令和5年11月定例会

開 会	令和5年11月8日 (水) 午前9時30分	閉 会	令和5年11月8日 (水) 午前12時35分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員 和座 一弘		
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和5年11月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	総務部 部長	秋庭 良一	21	学習指導課 課長	千葉 貴子
2	経済振興部 部長	小川 哲也	22	児童生徒課 課長	中坂 正夫
3	生涯学習部 部長	藤谷 隆	23	市立松戸高等学校 事務長	菊地 俊一
4	学校教育部 部長	石橋 聡	24		
5	生涯学習部 審議監	小林 清	25		
6	行政経営課 課長	板花 克	26		
7	教育総務課 課長	三根 秀洋	27		
8	〃 専門監	斉藤 政彦	28		
9	〃 補佐	内藤 秀明	29		
10	〃 主幹	飯島 幸枝	30		
11	〃 主任主事	生田 裕仁	31		
12	社会教育課 課長	臼井 眞美	32		
13	〃 専門監	清水 潤也	33		
14	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	34		
15	〃 専門監	尾形 一枝	35		
16	〃 博物館 次長	染野 寿郎	36		
17	スポーツ課 課長	安部 豪	37		
18	学務課 課長	西田 大助	38		
19	〃 補佐	茅野 真貴子	39		
20	〃 学校保健担当室担当室長	大場 慶育	40		

令和5年11月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和5年11月8日（水） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和5年11月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議 案

① 議案第26号

令和5年度末及び令和6年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針
並びに令和5年度末及び令和6年度松戸市立小・中学校職員人事異
動実施方策の制定について (学務課)

② 議案第27号

令和4年度版 教育委員会の点検・評価報告書について
(教育総務課)

③ 議案第28号

松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に
係る教育委員会の意見の聴取について (教育総務課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に3名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることいたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから令和5年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を和座委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件となっております。このうち議案第28号は、市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件となります。したがいまして、この審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第28号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、審議は秘密会といたします。

また、秘密会は、議事録を取っていないところですが、議案第28号につきましては記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第28号を秘密会にて審議することとなりました。そのため松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により議事日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、その他につきましては秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は武田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第26号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第26号「令和5年度末及び令和6年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに令和5年度末及び令和6年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 学務課長の西田です。よろしくお願いいたします。

議案第26号について説明申し上げます。

本件につきましては、県費負担教職員の人事異動について、任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針実施細目に基づいて推進するものでございます。

昨年度からの変更点についてのみ説明させていただきます。

6ページの新旧対照表を基に説明をいたします。

1点目は、基本方針並びに実施方策の年度の変更となります。「令和5年度末及び令和6年度」と表記しております。

2点目、人事異動方針7の(4)の文中に、「特例任用及び」をつけ加えました。これは、その下の四角の中にある人事異動実施方策2の(12)、こちらも同様となっております。特

例任用とは、60歳を超えても特例で管理職として任用ができるというものでございます。

3点目は、4ページの人事異動実施方策2の（3）の括弧ただし書に当たる部分の変更です。定年延長に伴い、今年度について年度末60歳の職員については、現在の勤務校の勤務年数にかかわらず、強力な配置換えを原則としては行わない旨の内容でございます。これにより該当の職員については、個人の希望にもよりますが、来年度定年となる61歳まで現任校での勤務が可能となります。

ほかの点については、昨年度と本年度の千葉県公立学校職員人事異動細目を比較したところ、大きな変更事項はありませんでしたので、松戸市の方策についてもほかの内容の変更はございません。今年度も本異動方策に基づき人事異動を適切に実施してまいりたいと思っております。

以上、人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第26号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 すみません、中西です。

今のご説明でも、特例任用と再任用、両方ともこれは管理職に係っている言葉なので、その違いがちょっとよく分からない。もう少し詳しくお願いしたいと思います。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 まず、再任用といたしますのが、定年を超えてから任用するものが再任用になります。

令和6年度から、そこは61歳が定年ということになるので、それ以降の方は再任用。それで県教育委員会は、制度が変わったので暫定再任用という言葉を使っているんですけども、その60歳から61歳の間ですね、そこについては、本来管理職は教諭になるということになっているんです。ただ、その部分は今管理職が不足しているので、校長とか教頭という管理職を特例で任用することを認めるというふうに県教委のほうで定めておまして、今年度60歳で来年度61歳になる方が校長を希望する場合は、特例任用という形で校長職をやる。それで、来年度62歳以降の方は再任用校長という形になります。何かちょっと説明がうまくできないんですけども、一応そういう形でございます。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。大丈夫ですか。

中西委員 一応理解しましたけれども。

教育長 分かりにくいですね。

要するに、定年延長が始まるんですけれども、始まる前も、年金等の関係で65歳までは校長先生の再任用を認めると、そういう制度がもうしばらく前から始まって、そういう任用の在り方で校長をしている方については再任用校長と来年度も呼ぶ。ただ、新しく定年延長制度が始まるので、それで任用する校長さんは特例任用と呼ぶということです。2種類。

責任とか給与は変わらない。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今の中西委員のところの質問の続きで確認で、特例はこういう切り替わりのところというところは認知したんですが、再任用の先生の年齢制限というのはお幾つまであるのでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 一応、65歳までとなっております。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 細かいことなんですけれども、5ページの（8）にいろんな教職員の移動に絡む退職だとか休業、復職とかいろいろ例を挙げて、そういった事項の把握に努めて円滑な人事異動を進めるとあるんですが、ここに県外転出というのがあるので、恐らく千葉県から他の県に何らかの理由で転出すケースの把握をしろということだと思うんですけれども、国外に、海外の日本人学校とかそういったところに行かれる先生も若干というか、県によってはかなりの数の方が行かれるのかなと思っているんですけれども、千葉県というのはどのぐらいの方が行かれるのかというのは何か把握しておられるのか、もし千葉県もそれなりにあるのであれば、ここに県外転出に加えて、例えば国外勤務とか、何かそのような言葉を入れたほうがいいのかという感じがしているんですけれども、それとも全く無視できるほど非常に千葉県は少ないんだというのであれば、あえて入れなくてもいいのかもかもしれませんけれども、その辺どうでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 千葉県で何人行っているかというのは正直把握してございません。ただ、松戸市で

はほとんど1名。いって、私の記憶では2名いたことはなかったので、ゼロ名ということもないんですけれども、ですので、ほぼほぼそんなに多くはないのかなと。

教育長 重なったりして、常に複数に行っていると思うよ。

学務課長 はい、分かりました、教育長の。自分の認識不足で申し訳ございません。

あと行った場合は、大体複数年行くケースがほとんどですので、そんなに多い人数ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

伊藤委員 そうすると、もうここにはあえて入れなくても。というのは、そういう人事配置事項等とか、何か書いてあればいいんですけれども、これはもうこれしかないような言い方をされているので、そうであれば入れたほうがいいかなと思ったんですが、その辺のご判断は。別に今回どうしてもというわけじゃないんですけれども、ちょっとご検討いただければと思います。

学務課長 承知いたしました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

じゃ、ちょっと私、よろしいでしょうか。

最近、やはり教員不足ということが叫ばれている中で、円滑な人事異動というのは本当に喫緊の課題なのかなと思う中で、例えば休職するような事案というのは本当にいつ起きるか分からないことばかりなんですけれども、めでたいこともそうでないことも。

それで、どのぐらいの割合を想定して、この予定というか、そういうのをご用意されて、割と松戸の中ではどんな感じで動いているのかだけ、少し教えていただければと思います。

学務課長。

学務課長 まず、お休みされる方は、いろいろな理由でお休みされる方がいらっしゃいます。

病気、いわゆる一般疾病、精神疾患等で休職される方、これは大体10とか20とか、そのぐらいの数がいるような状況はあります。そのほかに、一番多いのは産休、育休でございますが、これについては年3回、これは県教委からの指導といいますか、県教委が調べているものなんですけれども、産休に入る方の調査というのをしておりますので、その部分については正確な数の把握に努めながらやっているところでございます。このようなお答えでよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 難しいこともあるかと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

和座委員。

和座委員 先ほど特例の任用と再任用に関しては、この条件、再雇用の場合の条件は特に変わりはないというお話だったんですけれども、60歳までの方たちと、いわゆる60歳以降、61歳、65歳までの間の方たちとの比較なんですけれども、給与に関してとか、あるいは待遇だとか責任とか、そこら辺はどの程度、何か特に違いはあるんでしょうか。

教育長職務代理人 学務課長。

学務課長 まず、責任ということについては、これは職制に関してそれぞれの仕事内容ですとか、そういった責任ということが生まれてくるかというふうに思っております。ですので、教諭なら教諭の責任、校長なら校長の責任があるので、その部分については変わらないということだと思います。給料のほうは下がります。61歳以降は下がります。

和座委員 そうですか。はい、分かりました。

教育長職務代理人 ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理人 ほかにご質問、ご意見ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第26号を採決いたします。

議案第26号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理人 ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明者入替え)

◎議案第27号

教育長職務代理人 次に、議案第27号「令和4年度 版教育委員会の点検・評価報告書について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 教育総務課長の三根でございます。よろしくお願いいたします。

7ページ、議案第27号「令和4年度版 教育委員会の点検・評価報告書について」ご説明

させていただきます。

まず、説明の前に、お手元に配付いたしましたページに一部修正がございましたので、差替えをお願いいたします。16ページと17ページが差替えがございましたので、お願いいたします。

それでは、本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和4年度版 教育委員会の点検・評価報告書を別紙のとおり定めるためにご提案をするものでございます。

別冊の令和4年度版 松戸市教育委員会の点検・評価報告書（案）1ページをご覧ください。

教育委員会の点検・評価につきましては、平成19年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法が改正され、同法26条において、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を実施して、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないと規定されました。

この規定に基づき、毎年度、教育委員会の点検・評価報告書を作成するとともに、点検・評価の客観性を確保するために、教育に関する学識経験者からご意見をいただいております。

本議案は、令和4年度版の事務執行に関し、教育委員会が自ら作成した点検・評価に対する学識経験者から意見を基に、今後の事務執行や評価手法についてご審議をいただくものでございます。

続きまして、本点検・評価報告書の構成についてご説明いたします。

評価対象と項目は、大きく分けて2つございます。

1つ目は、5ページから18ページまでの教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行した事務に関する点検・評価と、21ページから101ページまでの教育委員会が管理・執行を教育長に委任した事務に関する点検・評価の2点です。

まず、1点目の教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行する事務とは、教育委員会の活動方針、教育委員会会議の運営など合議制の執行機関としての教育委員会が自ら管理・執行する事務を指します。ここでは、教育委員会会議での審議や視察、研修会への参加など、教育委員としての活動について記載をされております。

2点目の教育委員会が管理・執行を教育長に委任した事務とは、教育委員会が担当する事務のうち、教育長にその管理・執行を委任した事務を指します。具体的には、各所属の主要施策を対象としています。令和3年度より各所属の事務事業は、学びの松戸モデルの施策展

開に沿って実施されておりますので、点検・評価報告書もこれに合わせまして記載をしているところでございます。

学びの松戸モデルの施策展開については、20ページから29ページに記載のとおりでございます。

そして、点検・評価報告書112ページからは、これら2点の評価対象と項目に加え、評価手法など総合的な観点から教育に関する学識経験者として聖徳大学大学院、堀子榮先生と、元高等学校教諭で司法書士の加藤裕先生のお二方からご意見を伺う構成となっております。また、教育委員の皆様からも点検・評価報告書についてご意見をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、点検・評価報告書の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第27号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと細かいところも含めて数点、簡潔にお話ししたいと思います。

まず、42ページのところが典型的なあれなんですけれども、青少年会館の評価なんです、外部学識経験者の意見にも出ておりますけれども、やはり成果と課題と考える上で、実施状況を書いているんですけれども、やはり利用者の数、その具体的な数値を年ごとにどう推移しているのかというのは一つの評価のメルクマールというか、そういうのにはなると思いますので、こういうのを書いていただきたいなというのが1つです。

それから、小学校の家庭教育学級については、以前ちょっと抽象的な表現だったんですけれども、その具体的に人数であるとか、あるいは個別の評価、参加者の評価とか、そういったものをちょっと書いてほしいというのを申し上げていたんですけれども、それを書いていただいて非常にありがたいと、非常によく分かるようになりましたので、それが1つ。

それから、53ページ、スポーツなんですけれども、週1回以上成人のスポーツ実施率を65%にしますということで、現在51.9%ですか、それを将来にわたって増やしていくということで、目標自体は結構なことだと思うんですけれども、私がかねてから言っているんですけれども、スポーツ実施率という、人によって、例えば週1回、私は5キロ歩いていますというのをスポーツをやっているというふうに認識するのか、あるいは、いや、この程度じゃスポーツをやっているとは思わないので、私はこれにやっているとしないというふうに言

うのか、その人によって全くスポーツをやっているかどうか、その内容によって違うと思うので、具体的にどうしたら、どこまでやればスポーツ実施しているんだというふうに言えるのかによって、この数字というのは一挙に80%にまで上がる可能性もあるし、場合によっては50%台でとどまる可能性もあると思うので、非常にどういうふうにしたらいいいというのがちょっと明らかな、これもメルクマールというんですか、それを出していただかないと、あまり信用性がないのではないかというのがちょっと疑問点と、それから、どんどん目標達成するために、そういう決意を表明していただくのは委員だけれども、忙しくてスポーツできないという人がかなりの数いるわけですね。だから、そういう人たちにスポーツをやってもらうために、市として一体どんなことをやっていくんだという具体的な方策といったものを、やっぱり今後の方向性の中にちょっとでも示していただかないと、ちょっとまずいのかなという感じがしました。

それから、57ページの第2期海外派遣研修生を中心としたということで書いてあるんですけれども、これも要するに先生を派遣しているわけですね。だけれども、この表現が、海外派遣研修生というのと、どう見てもこれは学生さんだと思うんですね。ですから、派遣されている先生だということをこれを見て分かるように、海外研修参加教諭とか、何かそういう形に変えたほうがいいのではないかというふうに、私ちょっと申し上げていたんですけれども、これも直っていないので、恐らくいろんな予算の関係でこういう言葉を使っているのかもしれないけれども、やっぱり対外的に示すのには、研修生という先生だと思わないんですね、一般の人は。ですから、ちょっとそこを引き続き直していただければなというふうに思いました。

それから、79ページの先生の働き方改革の関係で勤務時間の関係なんですけれども、目指す方向、1か月に45時間以内とか、1年間で360時間以内というのを目標に挙げているんですけれども、これはちょっと私の計算ではどうやって、回答があるんだと思うんですけれども、現在、小学校で1か月平均41時間ということで目標を下回っているわけですね。だから、大分減ったんだなと思うんですけれども、それが1年間になると451時間ということで、これってどうしてこうなるのか。目標を45時間で8倍して1年間で360時間を目指すのに、何で1年間の平均が451時間とがんと増えているのか、ちょっとその計算の仕方が分からないので教えてください。

それから、最後に市立松戸高校の94ページなんですけれども、千葉大の留学生を巻き込んだ国際文化を理解するための交流事業というのをやっておられるようなんですけれども、ち

よっとこれは具体的に、年に1回か2回なのかちょっと分かりませんが、一体どういうことをやっておられるのか教えていただければ。非常に留学生を巻き込んだことをされておられるというのは非常にいいことだと思いますので、ちょっと簡単に内容を教えていただければと思います。

個別に以上なんですけれども、ちょっとまた後で、この外部有識者のこととの関連で、もしかしたら時間が要るかもしれませんが、以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

関連部署、順番にお答えをいただきたいと思います。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 青少年会館の機能の充実と整備のところ、ページが42ページでございます。

人数などの記載があったほうがよろしいのではないかとご意見をいただきました。今後はそういった数値での実績なども記載していきたいと思っております。

ただ、ここに書いてありますとおり、今年度はロビーを少し広く整備しまして、壁を取って広いロビーをつくりまして、現状で大変多くの子供たちが来ているという状況になっております。また、今、中庭を3×3のコートに改修する工事をしているところですので、今年度中にちょっとまだオープン時期がはっきりいたしません、そういった施設も改修をしているところで、なお一層、ちょっと高校生ぐらいの子まで来られるような施設になるのかなと思っているところです。また、自由に使える空間が大分増えてきましたので、とてもにぎわっている状況でございますので、その辺だけお伝えさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 53ページ、施策1の3の2のご質問についてお答えします。

まず、お話のありましたスポーツを実施している、週に1回以上といっても、要は時間の長さだとかというところの明確な基準がないと、例えば1回でも1時間でもいいのか、極端な話、10分でもいいのかという、そういった面のお話、ご質問かというふうに理解しています。

その部分につきましては、スポーツの時間というのは、それぞれの人の体力だとか状況によって負荷が異なるということがあると思います。なので、ある人にとっては1時間が心地いい汗であっても、例えば体力がない方、体が不自由な方は10分しかできないとかという方もいらっしゃると思います。ですので、時間の長さというよりは、やはり2019年のアンケー

トを取ったように、ひとまず時間に限らず1週間に1回以上やったかどうかというところで、まず回数を捉えていきたいというふうに考えております。

それと、あと、元々スポーツできない理由として、忙しくてできないという主に働き盛りの方のところで、具体的なその方策というところがあると思うんですけども、そちらにつきましては、現在、例えばそもそも時間が取れないという方はちょっと難しいのかもしれないですけども、こういう時間帯にこういうスポーツをやる場所があればできるという方がいらっしゃるとすると、例えば小・中学校の夜間部分の利用を拡大するような方策を盛り込むだとか、あるいは子育てでなかなか外へ出られないという方に対しては、家の中で、例えば手軽にできる運動とかいう情報を発信するということも一つの方法かというふうに考えておりますので、そういった部分でもし発信ができれば、そういうような対応をして、スポーツをする人のパーセントを上げるという取組をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学習指導課長、お願いいたします。

学習指導課長 57ページの事業内容、研修生という文言について、分かりにくいというところから、研修参加教諭としてはいかがかというご指摘をいただきました。これについては、市民に分かりやすくという観点から、検討してまいりたいと存じます。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 79ページの超過勤務実績、1年間平均451時間というのは、各学校の1年間のものを平均した数ということになっております。1か月というのは、各学校の1か月ごとの時間の平均というような形の数値でございます。

以上です。

教育長職務代理者 ほかに、不足の部分はございますか。

どうぞ、伊藤委員。

伊藤委員 すみません、今の79ページの勤務時間のあれなんですけれども、そうすると、基準は、目指す目標としては1年間360時間というのは、単に1か月を8倍したというわけではなくて、何かそういうふうに1年間のものを積み上げて360時間にしたいということなんでしょう。

それで、現に現在、1か月が41時間なのに1年間にしちゃうと451時間というのは、そうすると、1か月41時間というのは一番小さい、少ない月のことを言っていて、実際はもっと

1 か月、実際には60時間とか70時間というのがないと、1 年間451時間になりませんよね。だから、ちょっとその辺のところの仕組みで、何かやはり多い月を減らさなきゃいけないという。何かもう少し、じゃ、対策も少し絞り込んだことができるんじゃないかと。つまり何月が一番多いんですかと、なぜ平均すると41時間なのに、何かやっぱり1 か月で80時間とか70時間とか、そういう月がやっぱりあるんですね。だから、1 年間で451時間という非常にべらぼうな数字になるわけですね。だから、ちょっとその辺のところを示していただかないと、何かこの数字だけでは何だかさっぱり分からないんですけれども。分からないのは私だけですか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いいたします。

教育長 平均だから、あり得ると思うんですけども。

学務課長 多い月、少ない月に関しては、やはり年度当初の4月、5月、6月が例年多い傾向がございます。もちろん、例えば8月であればもうほぼゼロのような形にもなりますので、確かに全体の一括しただけでは分かりにくいところはあるのかなとは思います。

伊藤委員 つまり、1 か月の平均が41時間ということで、目標をもう下回っているわけですね。にもかかわらず1 年間がこんなに多いという、ちょっとその辺の何か対策の立て方というのが、少し何か出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっとその辺のところが、この数字だけ示されて、何となく多忙化云々と言われても、何かよく分からない、どうしていいのかというのはちょっと分からないのかなという感じがするんで、引き続き疑問なんですけれども。

教育長職務代理者 今後の方向性等について問うということでしょうか。

伊藤委員 まあ、はい。無理ですか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いいたします。

学務課長 超過勤務削減ということは、もう長年言われている中で、速度としてなかなか進んでいかない、まだまだ超過勤務がある、多い状況はあるのかというふうに私どもとしては捉えておりますので、その部分については引き続き減っていくように各学校への働きかけですとか、こちら、市教委のほうでできる対策も考えていきながら進めていきたいと思っています。

教育長職務代理者 市立高校事務長、お願いいたします。

市立松戸高等学校事務長 ページ、79ページの国際交流事業に関してのご質問ですけれども、本校はこれまでグローバル教育、キャリア教育、さらにスポーツや芸術などの生徒の才能を十分に伸ばすための高大連携事業を実施してまいりました。

ご質問の国際交流事業につきましては、令和4年度は11月に千葉大学の留学生を、1年生を対象にクラス1名ずつ招聘を行いまして、各留学生が自国の歴史、文化、またその国の現状、日本との関係性等を発表して、その生徒から質疑応答するという交流を行ったところでございます。留学生にとっても、一生懸命日本語で説明するということもありまして、いい勉強機会にはなったのではないかなと認識しているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 過不足、よろしいですか。

では、先ほどの超過……

市立松戸高等学校事務長 すみません、79ページと申したんですけれども、97ページですね。

(「94ページ」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。何かおかしいなと思って、ごめんなさい。

よろしいでしょうか。

次、中西委員、お願いします。

中西委員 先ほどの79ページのところで、規律をどうしろということではないんですけれども、やはりどうしても平均で物を見てしまいがちになると思うんですけれども、学校訪問でもやっぱりお邪魔すると、うちは多いんでという発言をされている校長先生もいらっしゃって、やっぱり学校単位でどうなのかという視点も結構大事ではないかと思imasるので、その点を、この点検・評価でどうこうという、どこまで入れられるのか分かりませんが、そういうことを意識して何か政策を進めていただけたらなと思いました。

もう一点は、88ページの不登校支援なんですけれども、不登校はとにかく、この間、昨年度の全国的なデータも出て、物すごく増えているということが全国的にも言われているわけで、その支援というのはすごく重要課題だと思うんですね。そう考えたときに、支援体制がどうかということと同時に、それが結果として数値がどうなのかということが、実際不登校がどれぐらいあって、支援体制はどれぐらい取れているのかということが数値的に示されていないというのはちょっと不十分な感じがいたします。

全国の統計上でも、不登校が増えていると同時に、全く相談も支援も受けていない児童・生徒の数が増えているということも文科省も強調しているわけで、そここのところがどうなのかというのはやっぱり数字で見なきゃいけない部分が絶対あると思うんですね。なので、その辺はちょっと改めて検討いただければなと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 今のご意見に対して。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 中西委員の指摘のとおり、各学校ごとの違いというのは確かにございます。こちら
も学校ごとにデータ提出いただいておりますので、ちょっとほかと比べて多いようなところ
は情報提供しながら、今後もやってまいりたいというふうに考えております。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

児童生徒課長、お願いいたします。

児童生徒課長 まず今後、数値については入れながらやっていきたいなというふうに思います。

それで、相談がつながっていない生徒の割合ということで、全国が38%だったと思います。

本市も同じ38%という結果になっております。不登校等の。

中西委員 それは入れるということですか、数字。

児童生徒課長 今後、入れる方向で検討していきたいと思います。

以上です。

中西委員 分かりました。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

和座委員 今の中西委員の話に関連してなんですけれども、不登校についてですね。これはよく
言われることですが、この不登校に関しては、例えば10歳を区切りにして、10歳前
というのはASDだとかADHDとか、いわゆるそういった発達障害を中心にした問題を持
ったお子さんの問題というのがある程度顕在化していることが多いんですね。その後、10歳
以降になると、今度は大人と同じような、いわゆるパニックだとか不安障害とか鬱だとか統
合失調症とか、そういうのが出てくるというふうに言われています。

そういう中で、主にいじめとか不登校になるリスクを持った子供たちというのは、その10
歳前のそういったASDなり、あるいは発達障害を持ったお子さんたちが、10歳以降になっ
てから、例えば不安だとか、いろんなもので別の、いわゆる大人たちの精神疾患が顕在化す
るときに、子供というのは前頭葉の発達はまだまだきちっとしていませんから、比較的凶暴
性、凶暴性と言ったらちょっと大げさになりますけれども、感情の起伏が非常に激しくて、
かなり強い力で前に出てしまう傾向があるんですね。そうすると、いわゆるいじめの対象に
なるようなお子さんたちというのは、大概そういった、10歳前にいろいろと問題起こしたよ
うな、問題を起こすような発達障害の子供たちに向かっていくことが非常によくあると言わ
れているんです。

そういうことを考えたときに、疾患構造的に見て、やっぱりそういった子供たちをしっかりと見て、そういったシステムが必要だと思うし、それから今言ったような様々な精神的な疾患に関しても、我々一般的に、これは常識的に話ありますけれども、精神疾患に関しては大体大人までにいろいろと精神疾患を持って、僕のクリニックにもたくさんの患者さんいらっしゃいますけれども、その大体4分の3から80%が、大体10歳代から20歳手前あたりに発症するんですね。ですから、非常にその時期というのは重要な時期でして、その精神疾患が発症するのがそこに固まっているんですね。ですから、当然その部分について、特に10歳の思春期が目覚めてからの後ですけれども、そこら辺のところに対する早期発見、そしてそれに対するアプローチ、それがすごく重要で、それはもう強調してもし過ぎることのないぐらい必要だというふうに言われているんです。

ところが、存念なことに私が聞いた限りでは、そのあたりの精神疾患の今私が話したようなことも含めて、一般的な精神疾患に関しての様々な考え方、捉え方、そういうものについての教職員に対する教育、それからあと一般的に保健体育の、僕ちょっと教科書持ってきていますけれども、ここのところでも、あまり詳しく書かれていないですね。ストレスマネジメント云々ということが書かれていますけれども、一般的に、22年度ですか、高校の指導要録が変わって、そういった統合失調症を含めた様々な疾患に関しての記述をしっかりと入れていくという流れがどうも出てきているようですけれども、その部分があまりきちとした形で行われていないということがあるので、私はやっぱりその部分についての教職員に対する教育だとか、それから、あと、そういった問題に対して、生徒さんたちに対してどうマネジメントとしていけばいいのか。特に東大の佐々木先生なんかはその点について非常に幅広く発言なさっていますけれども、そのあたりのことについて、皆さんのほうでどんなふうにキャッチして、どのように考えていらっしゃるのか、その辺をちょっと聞かせてください。

教育長職務代理者 児童生徒課長、お願いいたします。

児童生徒課長 本課に入ります相談等、そういうものを考えていきますと、やはり発達障害であるとか、そういうのが原因でいじめが起きていたりとか、あとは不登校、そういうところの要因の一部にそういうものがあることについては把握をしております。

また、そういった観点からも、教職員への指導といいますか、研修の重要性は理解しております。昨年度ですか、不登校支援研修会の中で発達障害のことについて具体的にどのように対応していくのがいいのかというような観点の研修会を行ったところでございます。

精神疾患についてのことについては、まだ実施していないところもございますので、今後

も情報収集しながら、研修の機会を捉えて教員の意識を高めていくということに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いいたします。

学習指導課長 不登校とはそれですけれども、本課では特別支援教育を管轄しておりまして、ご案内のとおり就学相談の件数は本当に莫大に増えております、現状として。10年前から、もう本当に3倍、4倍と。その中には、今、委員の通るとおり悩みを抱えている親御さん、小学生はまだ発達途上ですので、本人自らが相談にかかるということはやはり難しいというところから、保護者が気づき、あるいは学校の先生方の気づきの中から、本課の相談にかかる件数は増えております。

また、教職員に対しましても、機を捉えて、様々な発達障害に係る研修はかなり密に行っております。若年層を例えば対象にした、初めて担任をされる方とか、そういった層も決めて、本当にその発達障害のお子さんへの割球経営の在り方とか、そういった研修も行っているところです。ただ、本当に顕在的になっている方がどれぐらいの割合なのかということは判然とはしませんので、こちらからのアウトリーチというのはなかなか難しい面はございます。

以上でございます。

和座委員 ありがとうございます。

松戸版の豊かな人間関係づくりのプログラムというのを何かきめ細やかにつくっていきたいというお考えがあるというふうなことを聞いたんですけれども、これについて、ちょっともう少し詳しく教えていただけませんか。

教育長職務代理者 児童生徒課長、お願いいたします。

児童生徒課長 そちらにつきましては、主にSSTですね、ソーシャルスキルトレーニングのほうを学級開きとか、この場面で、そういうものをこの資料を使ってやって、子供たちの人間関係づくりを推進していくというような形のものになっております。

和座委員 ありがとうございます。

これに関連して、少し質問してよろしいですか。

教育長職務代理者 はい。

和座委員 ちょっとこれに関連して、少し質問させてください。

子供の人権も含めての話なのですけれども、一応、ページは60ページになりますけれども、

これに思いやりがある人権教育を推進しますというところが出ているんですけれども、この点についてちょっと質問させてください。

ここで、こども基本法のパンフレットについては、今後もいろいろと活用して周知していかれるというふうな方向性をお持ちのようですけれども、松戸市でも、子供の人権に関するリーフレットを作成、配布していますということを聞いております。これについて、もう少し詳しく教えていただけますか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 ご質問の松戸市のリーフレットについてでございますが、小学校5年生を対象に毎年子供の人権に関するリーフレットということで、ご案内のことだと思いますが、こういった形で、まさに今つくって配布を準備しているところでございます。

この資料を基にして、例えば人権週間等がこの後控えておりますので、そういったところで、校内放送とか、人権週間のことをお話をされる学校であったり、あるいは授業や学級活動等で活用なされて、皆さん、この小学校5年生のパンフレットを基に展開してくださっているというところです。

和座委員 ありがとうございます。

前に、私、様々な市町村の教育委員の人とお話しする機会があったんですけれども、そのときに小山市かな、そこでは教育委員会では、そういった子供たちに対しての人権週間みたいなものを設けて、小山市で設けて、そこで子供たちで人権に関しての様々なことをみんなで討論し合うというようなこともなさっているような、そういった仕掛けのことも話しておられました。

ですから、そういうことも含めながら、これからもぜひそういった面についての基礎的な部分についていろいろと取り組んでいただくことが、多分将来的にいじめとか不登校とか、そういうものもなくしていく方向にもつながるんじゃないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、ちょっとよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 続いて、どうぞ。

和座委員 続けてちょっとお話をさせてください。

それから、あと62ページですけれども、62ページのところで健やかな健康教育云々というところがございます。ここについては、私たち医師会のほうで、まちっこプロジェクトというのをやっておりまして、教育委員長からのご理解もいただきまして、もうこれで多分5年

近くやっていると思うんです。多くの小学校でそれをやっております、感染症だとか認知症だとか命の貴さとか、最近では市立病院の小児科の先生たちが、いわゆる子供たちの習慣病というかな、運動だとか、あるいは睡眠とか食事に関しての様々なことを取り組みながら、それこそまさにストレスマネジメントに関しての、そういった単元もつくりながら、みんなである程度情報を共有しながら、スライドを使いながらみんなで話しているというのをしておりますので、そういったものについても今後いろんな形でまたジョイントさせていただきたいということで、ご理解いただければということをお場でもまたお願いしたいと思います。そして、今までのご協力に対して感謝したいと思います。よろしくお願いします。

私もそこに行くと、いろいろと子供たちの真剣なまなざしとか、非常にいろいろと手を挙げて、先生、当ててとか言われると、何かすごく元気が出てきまして、すごくやっぱり子供たちのパワーを感じることが多いので、私も非常にインスパイアされております。

そして、そういった中で、AEDに関して私いろいろと、この間もいろいろな中学校とか小学校を見てきていますけれども、AED、確かにいろいろと配置されております。その中で、その場、その場で常に皆さんにお話しすることは、そのAEDの使い方、あるいは心肺蘇生に関しての、これは実際に、いわゆるロールモデルというか、やっぱりある程度シミュレーションをかけて、年に1回ぐらいみんなで研修しないと、なかなか自分たちのものにならないんですね。あれは頭の中で考えていてもなかなかありません。だから、そういうことをしっかりと皆さんの中で共有していただきたいと思っているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 私も計画訪問で先生と同席、中学校で講演されているのを見たんですけれども、各小・中学校におきましては、毎年必ず1回以上、この心肺蘇生法の研修を教員たちは全員で行っております。特に水泳指導等が始まる前に必ず行っているところでございます。

和座委員 ありがとうございます。

私のさらに希望としては、これをさらにもう少しPTAだとか、そういったところにも広げていただければいいなというふうに思っております。

前にもちょっとお話ししたことがあるかもしれないけれども、カナダのバンクーバーなんかは、その市民運動が非常に盛んになっていまして、あそこでは突然死が非常に少ないんですね。それは、全部、何かの問題があったときに救命率が非常に高いんです。ちょっとパーセンテージは忘れちゃったけれども、日本よりもはるかに高いです。それはなぜかという、

市民が突然倒れたときに心肺蘇生ができるからなんですね。

だから、そういうことを含めて、例えば松戸市では心肺蘇生が率がもう格段によくなるということをもしPRできれば、これはもう本当に松戸市にとっても非常にPRのポイントになると思います。だから、多分そういった学校での教職員に対するそのことが、千葉先生のお話だと、そういうふうな形でちゃんとなられているということであれば、これからやっぱりもっともっとそれを広げていくことが、その下地にあるとすると、PTAが一番いいと思うんですね。PTAだとか、様々な親御さんたちに対しても、そういったことを進めていくことも、また地域の中で学校との関係の中、今問題になっていますけれども、話題になっていますが、そういうことを含めて、そういった活動というのも非常に有効じゃないかと思っていますので、ぜひおやりになっていただければというふうに希望します。

あと最後に、ちょっと進捗情報をちょっと聞きたいんですけども、よろしいでしょうか。

今、人権に関しての話が出たんですが、体罰について、小橋先生を中心に、今、体罰に関するグループをつくって、市の中でもいろいろと職員を含めて様々な形に体罰に関してのアプローチをやっているというふうに聞いておりますが、そのあたりの進捗状況をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

教育長職務代理者 児童生徒課長、お願いします。

児童生徒課長 こちらも研修のほうで、ノー・ヒット・ゾーンの研修を中学校、小学校それぞれの生徒指導主任を対象に行ったところです。

また、市で行っております研修にも、本課の職員のほうが行って研修を積んでいます。

以上です。

和座委員 ありがとうございます。

小橋先生といった総合医療センターにかつていた小児科医が中心になっていろいろとやっているのです、枯れも全国的に様々な活動をやっている中での一貫の活動としてやっております。そういうことも含めて、そういったのがもっともっとこの松戸市に広まっていくといいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員、お願いします。

山形委員 山形です。

では、まず、全体的なこの点検・評価について振り返りをさせていただきながら質問させ

ていただこうと思います。

私、教育委員を7年目にさせていただいて、年々評価の形が、最初の数年と違ってきて、以前はA、B、Cの点検・評価のところが今回はなくなった部分とか、表記のところでも、いろいろ検討の、事前の勉強会等でもお伝えしたようなところで、この表をご覧いただくと、成果と課題のところが分かれている部分、98ページのところは分かれて、しっかりと成果と評価というところが分かれていますが、ほかのところが少し曖昧だということなんかは勉強会でも出ていたと思うので、今後の改善点として使っていただけたらと思います。

また、数値的なものでも、伊藤委員も中西委員もおっしゃっていましたように、数値で評価できるところは数値にどんどんしていくことというのも、次年度と比べることができるというところでは、学識経験者の先生たちもおっしゃっておりましたので、そういうところは改善してほしいなと思います。

また、デジタルコンテンツの部分で、全体的に包括しているのでアクセス数の確認が難しいというようなことが、この相互の勉強会の中でもやり取りでもあったと思います。その中で、アクセス数に関してとか、この評価をやってどうだったかというのがすごく私は大事だと思うので、この評価の中で、やりましたで終わらないためにも、特にデジタル系のものに関しては、デジタルだからこそデジタルによるアンケート調査、SNSでの認知度の確認というのはコストもかからず、手は動くので、人の人件費はかかると思うんですけども、ペーパーは要らないですし、例えばエクセルなどのものを使ってアンケート調査というのもすぐできたりもしますと、あとはSNSのフォロワー数、反応数とか、そういうインプレッション数とかというのも、ウェブにこれからどんどんデジタル化していく中で、点検・評価を見る部分でも、そういうデジタル的な評価点と数値化というのも検討していただけたらなと思いました。

また、特定のページだけを閲覧数を確認したいのであれば、グーグルアナリティクスみたいなものも使えなくはないのかなと思ったので、ぜひそのような形で、やりましたで終わらない、やって、結果どうだったか、その反応はどのようなものだったかというのを見ていくことが大切だなと思って、今回の点検・評価を見させていただきました。

その中で、学識経験者の先生方のコメントからも拾いながら、私も再読していく中で、61ページの生徒の多様性についての思いやり豊かな心育む道徳人権教育の中の多様性を尊重しというところが、制服のことだけになっているのではないかというところは、確かにそのように思いました。制服だけではなく校則に関しても、今後きちんと検討しておく必要がある

のではないかと思います。

先日、講演に行かせていただいた学校のほうで、髪型の指導が行われて驚きました。いろいろな学校の考え方等はあるかもしれませんが、間もなく社会に出ていく子供たちや、あと企業のほうとかでも、いろいろ髪型や服装の自由化などもいく中で、じゃ、学校のほうももう一度検討していくというのも、考えていく1ページなのかなとというところも思ったりしましたので、こういうのを生かして、次年度どういうふうにしていくかということを考えていく時代だと思いました。

あと、それと、最後に88ページの中西委員と和座委員もおっしゃっていた、不登校支援に関することで、私も人数の提示があったほうがいいのではないかという話をお伝えさせていただきましたが、そこの部分で、確かに個人にまつわる数値化というのはとても大きな課題というか、すごくショックな数字になったりすることもあると思うんです。当事者になったりとか、逆に見落とされている自分とかってもしあった場合なんかは、すごく切ない思いをする部分もあるかもしれないですけども、例えば増加傾向という表現がある中で、例えば何%、昨年よりも相談件数が増加していて、相談員が何人増えたかとか、相談総数の時間とか、対応時間だとか、そういうのを見せていただけると、成果というものが具体的にはっきりするのかなどは思いました。個人個人、一人一人を責めたり、つり上げたりとか、そういうものではないので、そういうやっていることへの成果としてのパーセンテージの提示なんかはお願いできたらなと思います。

また、私も不登校の経験をした保護者の当事者の一人として、本当に孤独で苦しい時間になる中で、多様な相談先が、教育委員会だけではなくこども食堂だとか、子育て支援課のやっていることだとか、青少年会館は教育委員会の管轄ではありますけれども、たくさんのところでつながりながら、透明な子供がいらないとか、今日この子は誰とも話さなかったというような子供がいらないような、孤立感のないような、とにかく親も孤独で子供も孤独で、本当に苦しい時間が過ぎていきます。私はご縁あったり、教育委員会の支援相談だとか、そういうことに関わることができたりとか、いろいろなサポートを受けることができましたし、いろんな部分であります。が、まだまだ孤立している方もいると思いますので、本当に数値が上昇したからいい、悪いではなく、一人でも苦しんでいる、悩んでいるお子さんと保護者の方がいないような仕組みづくりのための、この点検・評価として、次年度のほうをまたより深めていただけたらなと思います。

以上になります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

児童生徒課長、お願いします。

児童生徒課長 ありがとうございました。

委員おっしゃったように、数字かだけが走って行ってしまったりというところの懸念は非常に感じる場所ですので、先ほどお答えしましたように、客観的な資料として数字を入れながら、ただ、それだけで評価されるようなことがないような表記に努めてまいりたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 すみません、ありがとうございます。

あと1点だけ、先ほどの和座委員のお話の流れで、一つ研修というか、具体的な研修の中で含めてほしいことがあるのが、発達障害という言葉が神経発達症というふうに名前も変わろうとしている動きだとか、それ以外にも、このメンタルケアにつながる前の部分でトラウマというものがあります。トラウマインフォームドケアというのも、今、発達障害と診断された子は、実はトラウマが原因で、そのような症状を発していたようなことがあるだとか、トラウマがない人間はいないと言われているぐらい、心に傷を負ってしまったことが身体、心身における健康な状態を保てないような出来事がある。それがこの多感な、和座委員がおっしゃったような前頭葉がこれから発達していく、先生がおっしゃったような、本当に発達段階の途中の子供たちにおいて、ちょっとした一言で本当に深く傷ついてしまったり、逆もあります。ちょっとした一言で本当に元気になることもあったりするので、そのトラウマインフォームドの関わりというのが、今新しい流れの中で大きく動いてきます。精神的な症状を発する、その前の段階のところの研修なんかも、今、進んできているなというところがあったので、一言つけ加えさせていただきました。引き続きよろしくお願いします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

私からも、少しだけお願いいたします。

62ページ、和座委員が先ほどAEDのお話をされたところなんですが、松戸市ではちょっといろんなことがあった関係上、GPSの端末の支援というものがあったかと思います。そういった具体的な成果が見えるものは、ぜひ数として表記してもよかったのではないかと思います。これは後で、もし分かったら数字をお知らせいただきたいと思います。

それから、31ページなんですけど、本当に書いてあるそのままのとおりだと思います。これから、今後についてなんですけど、これは要望に当たるとは思いますが、小・中学校との連携ということを細やかに考えていただければと、これは希望として思っております。

そして、68ページ、以前も委員会の中でもこのお話しさせていただいたのを、継続的に、積極的な広報活動に努めていくというふうに書いていただいております。公園管理と博物館の違いとか、私たちにはちょっと分かりかねる部分もあるのですが、やはり積極的な交流というもので、もう少し使いやすい博物館、公園にしていっていただけたらと希望いたします。

もう一点、これは質問になります。85ページ、出前授業の件に関して、ずっと1か年に1校というのが続いていたんですが、ご努力いただいて、今回は4校に増えております。これに至る経過と、4校に増えた経過と、あと出前授業の内容、これをちょっとお伝えいただければと思います。

以上です。よろしくお願いします。

戸定歴史館長。

戸定歴史館長 戸定歴史館のほうでは、出前授業と校外学習の2つを行っております。

出前授業につきましては、令和4年度の年度当初に新たに先生方、学校にお知らせするチラシを作成いたしまして、全学校に配布をさせていただきました。それで、チラシを見たのでということでご連絡をいただいた学校もございます。

あと、増えた経過はそうなんですけれども、今、4校6クラス190人となっておりますが、今年度、出前授業に来てくださいということではないんですけれども、小学校の先生方が視察にいらっしゃって、そのときにうちの学習支援専門員のほうがVRの使い方などをレクチャーしまして、今後、自分たちの授業の都合がいいときに、私たち独自でやってみますというお声もいただいておりますので、多分実際に使われている数というのは、ここに示したよりも多く、お子さんたちも学んでいただいていることと思います。

内容につきましては、出前授業はVRのバーチャルツアーということで、皆さん、お持ちのタブレットを駆使して戸定邸の中を指で本当に操作して、各お部屋を回って見られる。あと360度、天井から床下まで見られたりするので、そういったことで、戸定邸の中を探検していただくということ。

それから、徳川昭武の人生を描いたような紙芝居をうちは作成して持っておりますので、そちらのほうも紙芝居で分かりやすく、徳川昭武という人がどういう人だったかということ

を子供たちに学んでもらっています。

それから、VRをやるときにクイズも一緒に用意しておりまして、クイズ用紙に、例えばこのマークはどこのお部屋にあるでしょうか、こういったものはこのお部屋の一体何を意味しているでしょうか、そういった分かりやすい、子供にも学びやすい、楽しく学べるようなクイズというのを用意して、それで皆さんに解答してもらっているのです、非常に子供たちからも楽しく学べたとか、今度、出前授業で、学校でやった子たちは、ぜひ戸定邸に行ってみたいというお声もたくさんいただいております。

以上になります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学校保健担当室長、お願いいたします。

学校保健担当室長 62ページのGPS端末の実績の数字等、ちょっと表記なかったということで申し訳ございませんでした。今、ここでお伝えさせていただきます。

GPS端末の補助事業につきましては、市内在住の全小学生を対象に、令和5年1月16日から補助金の申請の受付を開始いたしました。一応、令和4年度の本事業の実績でございますが、申請人数は896名の方から補助金の申請をいただきました。学年別の申請状況なんです、多い順に、小学1年生が307名、小学2年生が200名、小学3年生が138名となっており、低学年だけでも全体の7割の申請をいただいております。

ちなみに、本事業を活用してGPS端末を購入した保護者の方からいろいろ声をいただいております、特に共働きの保護者の方からは、学校や習い事から一人で帰宅する子供の現在地が確認できるので安心して仕事ができているだとか、あと家族旅行へ行った先でも常時子供の居場所が把握できるのでとても助かっていますというお声をいただいております、とても好評の声を多数いただいておりますので、改めて本事業が子供の安全、どちらかというと保護者の不安感の軽減だとか、そういったものにつながっているというのを再認識することができたと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 追加であと二、三点。特に学識経験者の意見との関連で少しお話しさせてください。

去年から、この学識経験者の方も指摘しているんですけれども、総合評価の記載を、Aだ

とかBだとかというやつなんですけれども、それをもうやめたらどうですかということで、この教育委員会のお話になって、結局やめられたんですが、学識経験者のほうからは、そういうのもあってもいいんじゃないかというような意見も、何でやめたんですかというような記載があるんですけれども、やっぱり私としては、依然として今回のを見て、そういう総合評価でA評価、B評価というような評価は、やっぱりその客観性に欠けるし、余計な要らぬ誤解を招くことにもなるので、やっぱりなくて、言葉である程度説明して、成果があったとか、あるいはこういうことが課題ですというような書き方にしたほうがいいのではないかと、私は依然としてこのほうがいいというふうに思いました。

それから、その関連なんですけれども、成果と課題の欄に、確かにこの学識経験者の方も指摘していますけれども、成果と課題が混在して、どれが成果でどれが課題かよく分からないような記述も若干あるのは事実なので、一部に書かれていますけれども、例えば83ページの書き方にありますように、その成果と課題の項目で、成果と課題を一応分けて書いているところもあるんですね。だから、これは恐らく書かれた担当の課の方がこういうふうに書いていて、ほかの別の課のところでは、それがちゃんと分けて書いていないというようなことになっていると思うので、来年度からはしっかりそこを徹底していただいて、こういうふうに成果と課題に分けて必ず書いてくれというふうにして、それをまとめるところの総務課なりで、きちっとそこをチェックとして、統一した、同じような書き方にさせていただければなというふうに思いました。それがちょっとこれに関する感想です。

それから、1点質問なんですけれども、117ページでこの先生が指摘しているんですけれども、特色ある学校づくりとの関係で、これも前から、私、非常に疑問というか、ちょっと不思議に思っていたところなんです、それぞれの校長先生が、そういうグランドデザインを実現するために特色ある学校づくりの、そういうプログラムを使って何か授業をされたりしてやるということで、これをもっと活用してやられたらどうですかというような趣旨だと思うんですけれども、この校長先生のグランドデザインとか、そういうのは非常に僕はいいと思うんですが、他方、ちょっと疑問なのは、校長先生というのは二、三年で変わるんですよ。そういうときに、ある校長先生が始めたそういうプログラムが、後任の校長先生にどういうふうに引き継がれているのか、その辺のところがちょっといつも疑問に思っているんですけれども、特にある、こういう官僚社会の中では、人によっては自分は、自分の前任者が始めた事業は絶対やらないとか、俺はそれはもうやめちゃう、それで自分でやりたいことをやるんだとか、そういうような人がいるんですよ。

そうすると、校長先生も2年で替わられて、あるとき1年目、2年目でやっと始めた事業が、もうそれが軌道に乗る前に替わるという可能性もあるので、そういうときに引き継ぎで、これはぜひやってほしいとか、あとやっぱり数年間は少なくとも見守ってほしいというようなあれをされているのかどうか知りませんが、そうすると、新しい校長先生は自分がやりたいことができなくなってしまうとかいうようなこともあるので、ちょっとこれはどういうふうに運用されているのかというのがちょっといつも疑問に思っていたので、いい機会ですので教えていただければと思います。

以上です。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 特色ある学校づくりスタッフに関するご質問でよろしいでしょうか。

まず、この特色ある学校づくり、これは本当に校長として、人員というのは県費負担の教職員です、どの学校も。しかし、松戸市はそれ以外、要するに校長のこれからやりたいこと、具現化したいこと、あるいは課題に思っていることについて、それを何か工夫する、てことになる、そういった人材派遣というものを、本当に今から20年ぐらい前、現教育長の頃から始めた新しい取組でした。

当時は、そのプログラムというものは言わば企画書です、企業で言うと。企画書のようなものを学校がつくり、それについて、こちらでマッチングできる人材があればその方を派遣する。そしてその方を活用していただいて、その方が何かするんじゃなくて、その方を活用して新しいことをつくり出すということを積み重ねてきました。

私も去年まで校長でしたので、確におっしゃるとおり、この人材派遣というのは自分の赴任する前に企画書を校長が上げていますので、その4月に赴任したときには、その企画書はもう提出された後です。だから、引き継ぎとしてはもちろん前任の校長先生の意を酌んでやりますけれども、しかし、それが全てではないので、その方を活用して新たに自分として、この学校の課題をまず模索して、それについて、今いただいている先生方と、それから協力して、その新しい力を加えてどんなことができるかというような、新しく物をつくり出せる、そういった機会になってくる松戸市独自の制度です。

ただ、昨今の世の中的に人材不足ですので、当然こちらについても何十年前とは、今、世の中の状況が変わりましたので、必ずしもマッチングする人材が潤沢にいるかということ、そういう状況にはないということは正直あります。

ただ、やはり他市にはない、他市は補填的なというか、もう決まった仕事で、一律にどの

学校にもすべからくとか、あるいは2校に1人とかって、そういう一律的な派遣をやられている市は確かにありますけれども、このようにプログラムとか、校長の考えに基づいて、こちらも一生懸命それに合う人を考えて、そして適材適所という言葉が過ぎますけれども、その方を派遣するという制度というのは、やっぱりちょっと一風変わった、市の売りの一つではないかというふうに私は考えております。こんな説明で、ちょっといいのかなという。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 私は別にこの制度を否定するわけじゃなくて、非常に特色ある制度だと思うので、これからもできれば続けていただきたいとは思いますが、他方、ちょっと私が言ったようなそういう疑問もありますので、その辺がどういうふうにもうまく運用されているのかなというのがちょっと疑問だったんですけれども、今のお話ですと、だから校長先生に新しくなっても、その前任者を全否定するのではなくて、それを踏まえた上でさらに何か自分の新しいものを、さらにそれにオンしていくというような形で、全ての校長先生がそういう形でやっていたらいいのであれば、恐らくかなり積極的な効果も期待できると思いますので、そういうことで、そういう校長先生を指導されながら、新しいものをどんどん出して、これからも運用されていくという、そういうふうに理解して、恐らくこの外部有識者の方もそういうふうにも前向きに捉えておられると思いますので、これからもやっていただけていいのかなというふうには思います。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 今のことで、ちょっと関連して少し思ったことなんですけれども、この間、小金小学校にちょっと僕訪問に行ったんですね。あそこで、コミュニティ・スクールというのが話題になっておりました。このコミュニティ・スクールに関しては、もうかなり前から、学校の中で、そういったものを地域の中で連携しながらやっていこうという思想で、それを何か出した方が、何とかという校長先生だったと思うんですけれども、かなり前ですが、何かちょっと書かれていましたけれども。その先生の考えが非常に脈々とつながって行って、今現在、本当にコミュニティ・スクールということで非常に先進的に取組もしているということで、やっぱりそれも一つ、今の話とつながっているのかなと思ったんですけれども。

ただ、ちょっと若干少し心配だったことは、そのことについて、私のほうから少し質問しましたら、実はやっぱり地域の方たちとの関係のかなで、自分たちの労働環境というか、そういう部分について、あるいはストレスフルな部分もあったりして、なかなか大変だという

本音も少し垣間見れたんですね。そういうふうなこともあって、やはりこういったいい考え方、いいというか、一つの取組としてこれからも進めていこうということがあったときに、様々な問題点も出てくると思うんですけども、そういったものについて、教育委員会のほうもやはりある程度それを把握しながら、やはりそういったところで補助的に様々なサポートをしていかないと、多分そういった事業というのは継続していかないと思うので、そこら辺も大切なとちょっと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ご質問、ご意見等ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何か報告ございますでしょうか。

(「ございません」の声あり)

教育長職務代理者 委員の皆様からは、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

◎議案第28号

教育長職務代理者 それでは、続きまして、議案第28号「松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る教育委員会の意見の聴取について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第28号は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

秘密会に出席していただく職員は、総務部長、経済振興部長、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、行政経営課長、教育総務課長、スポーツ課長、社会教育課長、文化財保存活用課長、教育総務課専門監、教育総務課課長補佐、教育総務課主幹、以上となります。そのほかの方は退席してください。

(関係職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

◎議案第28号

教育長職務代理者 それでは、議案第28号「松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る教育委員会の意見の聴取について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 教育総務課長の三根です。よろしくお願いいたします。

議案第28号「松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る教育委員会の意見の聴取について」、ご説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。

提案理由でございますが、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められましたので、委員の皆様のご意見を求めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

令和5年11月6日付をもって、市長から教育長への意見を求める事項についての文書を受理しております。

内容につきましては、議案書10ページの松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）をご覧ください。

第2条、第1号、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）、第

2号、文化に関すること（文化財の保護に関することを除き、文化政策の総合調整並びににぎわい創出及び地域コミュニティの活性化に関すること。）、この2項目について、市長部局への事務移管する案が示されております。

この事務移管については、地教行法第23条第1項において条例制定が義務づけられているため、市長部局は市議会に提出する条例案を作成するところであり、その過程で意見聴取されたものでございます。

今後の予定でございますが、本市本条例案に関する市議会から教育委員会への意見聴取が地教行法同条第2項において義務づけられておりますので、改めて教育委員会の議案として上程させていただく予定でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第28号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 条文の解釈なんですけれども、第2条のところで、（1）は学校における体育に関することを除くスポーツに関することというふうに読めるんですけれども、文化に関することは、除くというのと、それから何々に関することというふうにあります。そうすると、文化財の保護に関すること以外でも、ほかにも文化に関することはあるので、その中で文化政策の総合調整云々という、そういうふうにも読めてしまう、読めるんですけれども、そういう解釈でよろしいのですか。

教育長職務代理者 行政経営課長、お願いいたします。

行政経営課長 市長部局総務部行政経営課長でございます。

条文の解釈でございますが、今、お話しいたきましたとおり、文化財の保護に関することは完全に除くということになっております。ただし、文化政策のうち総合調整、これまでの議論の中でもお話しいただいておりました総合調整というところで、全体的な市長部局の事業と一体的に考えていくところの総合調整というのはここに書かせていただいております。それと別で、にぎわい創出、地域コミュニティの活性化に関することというのは、こちらの条文に書いてありますとおり市長部局に移管するというところでございます。

以上でございます。

中西委員 つまり、文化に関することの中に文化財の保護に関することがある。それで、文化政策の総合調整並びににぎわい創出及び地域コミュニティの活性化に関することがある。そ

れで、それ以外があるという前提なんですか。

教育長職務代理者 行政経営課長、お願いします。

行政経営課長 すみません、今ご質問いただいたことですが、それ以外のことというのはございません。こちらに書いてあるとおりでございまして、文化財の保護に関することは除く、その上で、文化政策の総合調整と、あとにぎわい創出、地域コミュニティの活性化に関することというのは所管をするということでございます。ここに書いてあるとおりでございます。

中西委員 だから、そうすると、文化に関することというのは、文化財保護と文化政策の総合調整とにぎわい創出及び地域コミュニティの活性化だけなんですか。

行政経営課長 そういうことでございます。市長部局に移すものということでありまして。

中西委員 そうじゃなくて、文化に関することのうちの、文化に関することは基本的には教育委員会が所管するという前提がある中で、第三のものはないという解釈をこれでできるのかというと、ちょっと。

行政経営課長 第三のものというのは。

教育長職務代理者 恐らくここに表記されている以外の事柄についてを懸念されておりますので、文化財保存活用課長からお答えしますか。ほかに何かあれば。

教育長 そういう問題じゃない。

行政経営課長 これは、条例のところではこちらになりますので。

教育長職務代理者 条例上はこのようになる。

行政経営課長 はい。ここに書いてあるとおりのことでございまして、すみません、第三のというのが具体的にどのようなことを想定されていらっしゃいますでしょうか。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 括弧の中を、文化財の保護に関すること・文化政策の総合調整並びににぎわい創出及び地域コミュニティの活性化に関することを除くでは駄目なんですか。

行政経営課長 文化財の保護に関することを除くというのは、まず、この書き方になるんですね。

伊藤委員 何でそう書かなきゃいけないんですか。

行政経営課長 法令上もこういった書き方をしておりますので、元々の地教行法の権限を変えるところでそういう表現をしておりますので、そこに倣っているものでございます。

伊藤委員 それは書き方の問題であって、文化財の保護に関すること、その後文化政策の云々に関することを除くと書いたって、別におかしくはないじゃないですか。もしそれで意味が

同じであれば。つまり、ここに何か必要性があるのかもしれませんが、文化財の保護に関することを除きと書いて、その後、これに関することだけだと、何かちょっとよく意味が分からない。それが、今、恐らく私の理解だと中西さんのおっしゃっていることだと思うんですよね。除くのは分かるけれども、よく。だけれども、その後に書いてあることは何、そういうことをやるのかとか、引き続き除くのか、やるのかということを書いていないじゃないですか。

行政経営課長 やることというのは、文化政策の総合調整ということで、これは市長部局と、個々の事業ということではなく総合調整ですね。一体的にやっていく上で必要な調整を図るというところの意味の……

伊藤委員 恐らくいろんなことを想定して、それを個別の事業ではなくて何かまとめて、それをどう表現するかということで相当苦労されたんだなというのはよく分かるんですが、これで。だけれども、そういう以上のことにすることが一体何なのか、じゃ、関することを含なんですか。

行政経営課長 いえ、にぎわい創出や地域コミュニティの活性化に関することは所管するということでございます。

伊藤委員 やるんでしょう、市長部局が。

行政経営課長 はい。

教育長職務代理者 もう一度、中西委員、ちょっと補足説明いただいてよろしいですか。

伊藤委員 これは、2条は市長がやることでしょう。

行政経営課長 そうです、はい。

伊藤委員 市長部局がやることで、文化に関すること。だから、私がさっき言ったような除くを後に書いては駄目なんですか。

行政経営課長 今回、市長部局でやることを記載するようにしておりますので、そもそも教育委員会というか、文化ということの定義が非常に大きなものになりますので、今回の書き方については教育委員会でやることではなく、市長部局で行うことをこちらに記載させていただいております。

伊藤委員 これは以前から、ちらっとこれに変わるものをちょっと見せられたときから、少し、私、非常に疑問に思っていたんですが、この2条がそもそも教育に関する事務なんですよ。

行政経営課長 この教育に関する事務というのは変わりません。教育に関する事務でございます。

伊藤委員　というと、教育に関する事務で、スポーツに関することや文化に関することが含まれる、そういうのが書いてあるのであれば、要するに、今までは理解としては、文化に関することは全て教育の傘に入っていたんですか。

行政経営課長　いえ、そういうことではございません。

伊藤委員　教育に絡まない文化というのはなかったんですか。

行政経営課長　というのは、元々存在しておりますので。市長部局で元々やっている文化ということもございます。文化というのは非常に定義が広いというふうに。今回のこの地教行法の権限委譲に関しては、教育委員会が所管している文化のうちという解釈でございます。

伊藤委員　今までも教育に関しない文化というのはあったわけですね。

行政経営課長　教育委員会が所管していない文化というものが元々ございました。

伊藤委員　教育委員会が所管しない文化というのはあったわけだ。具体的に何ですか。

行政経営課長　例えば、今現在、経済振興部のほうでやっておりますサブカルチャーとか割と軽めの文化みたいなものであったり、そういったものがまず想定されると思います。

伊藤委員　そうすると、今回そういうものはまた別として、それは教育に関しない文化だと。

行政経営課長　それは元々市長部局で所管して……

伊藤委員　だから、それはあるわけですね、現に。ちょっと量は分からないけれども、やって、今、経済振興部でやっている。

行政経営課長　はい。

伊藤委員　それとは別に、教育に関する文化、だから今まで教育委員会がやっていた文化で、文化財の保護に関することは除いて、かつ文化政策の総合調整やにぎわい創出や地域コミュニティの活性化に関する文化というものも、本来ならここで除くわけですね。

行政経営課長　いえ、にぎわい創出に……

伊藤委員　だから、今までこれは教育委員会はやっていなかったんですか、文化政策の総合調整とか。

行政経営課長　文化政策の総合調整という位置づけの中で、一つは市長部局と教育委員会との総合調整をするということがございます。

伊藤委員　つまり除くの中に入れたくないのは、除くには文化財の保護だけを入れて、そのほかのことは除くものに入れたくないのは、今まで必ずしも教育委員会が、この文化政策の総合調整とかにぎわい創出とか地域コミュニティの活性化に関することというのはやっていなかったもので、除くではなくて、よりこれを明確に。だから、今までこれはどこがやっていた

んですか、この総合調整。

行政経営課長 一部は教育委員会の事業の中でやっていた部分というのは当然あると思います。

ただし、そこを総合的に市長部局でやっていくということの中で、まず総合調整ということがあり、もう一つはにぎわい創出と地域コミュニティの活性化に関することも市長部局で行うということ。

伊藤委員 だから、「除き」の後に書いてあるこの3つのことは、元々かなりの部分は市長部局がやっていたと。

行政経営課長 教育委員会でやっていた部分もございますし、市長部局で……

伊藤委員 だから、市長部局がやっていて、かつ教育委員会もやっていたと。だから両方で、お互い渾然一体となってやっていたと。

行政経営課長 すみません、失礼いたしました。そういう意味で言いますと、元々今回の第2号につきましては、文化に関することというのが、これは教育委員会が所管している事務のうち、市長部局に持っていくものということになりますので、元々市長部局でやっていたものというのはこちらには含まれません。

伊藤委員 だから、ここに書いてある文化政策の総合調整云々というのは何ですか、市長部局がやっていたことということですか。

行政経営課長 いえ、教育委員会が一部やっていたことについて、さらに拡充して市長部局で行うということです。

伊藤委員 だから、もうこれからは、この括弧の中の「除き」の後に書いてある3つのことは、教育委員会はやりませんよと。

行政経営課長 個々の事業のことは引き続きやっていただくことになると思うんですけども、総合調整部分については市長部局で行います。

伊藤委員 だから、にぎわい創出とか地域コミュニティの活性化に関することも含めてですね。

行政経営課長 はい。

伊藤委員 もう教育委員会はやらないよと。

行政経営課長 そこについては、完全に切り分けられるものではないと思うんですけども、ただし、そのにぎわい創出、地域コミュニティの活性化に関することというのは、従前からお話しさせていただいていますとおり市長部局で一体的にやるのが効果があるというふうに考えておりますので。

伊藤委員 市長部局がね。

行政経営課長 はい。そういう意味で、市長部局に移管したいということで……

伊藤委員 これを読んで、教育委員会はどうすればいい。どういうふうに市長部局は、教育委員会はこの点についてはどうなんだという、そういう理解なんですか。要するに、市長部局から相談があったら相談に乗れぐらい。

行政経営課長 いや、基本的にここに書いてあるものは、もう今回の移管……

伊藤委員 相談もしませんよということなんですか。

行政経営課長 文化政策の、その総合調整をやるというところで、そういう組織ができますので、そことの連携というのは、先日もお話しさせていただいたとおり、連携する会議体みたいなものを設置してということも、今後検討していくようになると思いますし。

伊藤委員 だから、さっき中西さんがおっしゃったように、この除くということと、その後、そうする関することというのは書いてあるだけなので、一体それを含むのか、それは引き続き除くのかとか、そういうようなことが書いていないので、この独立した3つの事項って一体どういう位置づけなのかというのは、これだとよく分からないんじゃないかと言っているんじゃないですかね。

行政経営課長 ただ、条例の条文になりますので、やることとかやらないことを一個一個書いておくこともできませんので、今回それを分類した上で、こういう記載をさせていただいているものでございます。

伊藤委員 だから、この3つのことはやることなんですよ。

行政経営課長 後半の3つはそうです、やることでございます。前段の文化財の保護に関することというのは除いていくということでございます。

伊藤委員 除くんだから、引き続き教育委員会でなると。

行政経営課長 教育委員会でやっていただくという、はい。

伊藤委員 その後の3つは市長部局がやることで、教育委員会との関わりはどうなんですかという。

行政経営課長 関わりは、総合調整の中でやっていくことになると思います。

伊藤委員 だから、総合調整が市長部局がするんだから、個々の事業の文化に関することも教育委員会はやることはあるし、やって……

行政経営課長 個別の事業については引き続きやっていただくことになると思います。

伊藤委員 個別の事業。だけれども、全体に係ることは総合調整の中でいろいろ調整をすると。

行政経営課長 はい。

伊藤委員　ちなみに、総合調整はいろいろあるんでしょうけれども、にぎわい創出と地域コミュニティの活性化に関することって具体的に何ですか、今やっていることで。ちょっとより理解するために教えてほしいんですけども。

行政経営課長　例えば、一例を申し上げますと、今、教育委員会でやっている音楽の関係、音楽イベントの関係あると思うんですけども……

伊藤委員　音楽フェスティバル。

行政経営課長　はい。ああいったものが、具体的にはこういったことに当たるのかなというふうに思います。

伊藤委員　にぎわい創出ですね。

行政経営課長　はい。

伊藤委員　じゃ、それは市長部局がこれからやると。

行政経営課長　はい。ということを想定しております。

伊藤委員　それ以外に何かありますか。

行政経営課長　すみません、ちょっと今この場で具体的な事業は出てこないんですが。

中西委員　条例だから、そんないろんなことは書き込めないというのは分かるんですけども、今のご説明だと、やっぱり文化に関すること、教育委員会がやることは文化財の保護に関すること以外にもあるという解釈ですよ。だから、先ほどの……

行政経営課長　はい。もちろん既存で、今、文化に関することというのは教育委員会で所管しているものはあると思いますので、そちらについては移管するというふうには考えておりません。

中西委員　では、文化財の保護以外にも、文化に関することで教育委員会に残る部分はあるという解釈でいいんですか。

行政経営課長　はい、そうです。

中西委員　ということは、最初のご説明とちょっと違うと思う。

教育長　そのほかはありませんと言っちゃったからね。それが誤解を生んでいる。

行政経営課長　申し訳ございません。ちょっと私の言い方が間違ったものでございます。訂正いたします。

教育長　いつもだと私はもう補足説明の係なんだけれども、今日はそちらからの提案なので質問もちゃんとさせていただきます。

今のお二人の発言だと、要するに、条文を読んでの解釈が曖昧になるということですよ。

であれば、文化に関すること、括弧の次にやることをまず書いて、ただし、文化財の保護に関するものを除くとしたほうが分かりやすいと思います。

(「それでもいいかもしれませんね」の声あり)

行政経営課長 こちらについては……

教育長 でも、それはできないということなんだよね。

行政経営課長 はい。そういった議論を細書しておりまして、ちょっと以前お見せしたものはそういうつくりになっていたと思うんですが、ちょっとここは法規的な、うちの法務担当の考え方というのもあるんですが、文化財の保護に関するものを除くと後ろに入れとしまう場合と、前に入れてしまう場合で若干意味合いが違ってきてしまって、後ろに入れてしまうと、文化財の保護に関するものを除くというのが、何かただし書みたいにしなきゃいけないという形になってしまうんですね。そもそも強くその文化財の保護を除くということを言う場合に、まず最初にそこを定義してしまう。文化財の保護に関するものを除くということで定義をした上で、その後ろにやることを書くという書き方が条文の書き方のスタンダードな書き方だということで、こういった表記にさせていただいております。

教育長 でも、そのスタンダードのために理解できないんだよ。

行政経営課長 文化財の保護に関するものを除きというのが前段に出ているということが。

教育長 うん。だから、今みたいな誤解を生んでしまう。例えば段を分けるとか、何かもっと表示の工夫があったほうがよかったんだと、今伺いながら思っていたんですけども。

中西委員 あと、先ほどご説明の中で、文化政策のうちという表現も取られたと思うんですけども、うちじゃ駄目なんですか。

行政経営課長 この条文で言う文化政策のうちというふうにするということですか。

中西委員 はい。文化政策の総合調整並びにとあるんだけど、そこのご説明で、文化政策のうちという表現を今一回取られたと思いますけれども、つまり部分ですよということが分かるようにすることは条例上、難しいわけですか。

行政経営課長 通常の書き方ですと、ここもやはり文化政策の総合調整という書き方をしていると思うんですが、文化政策のうち総合調整とと書く場合との、その意味の違いというのは……

教育長職務代理者 違っちゃうと思います。だから、これはこれで私はいいいんだと思いますが、ただ、先ほど行政経営課長がおっしゃっていた内容ですと、文化財保護に関すること以外にも、調整してやらなければいけないことは幾多ありますというイメージでおっしゃっていた

ので、それが何かの形で附帯できないと、ちょっとこれだけだと完全移管というイメージになってしまうので、保護、研究だけになってしまうんですね。だけれども、学校教育と絡む部分、あるいはイベントの中でも、ご理解いただいて調整していただかなきゃいけない部分で、この総合調整というところに入ってくると思うんですけれども、そういった部分が今まで密にできなかったところ、そのあたりを有効的にできるようにということであると、この条文これ自体は問題があるかないかという、お二人の意見を聞いてなるほどと思う部分もないわけではないんですが、この文言を置いて、なおかつ附帯した文章をいただけることが望ましいのかなというふうに思います。

行政経営課長 それは条例の中に盛り込むという意味ではなく、説明というか……。

教育長職務代理者 お互いの理解という意味だと。

行政経営課長 すみません、ちょっと詳細につきましては検討させていただきたいと思います。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 附帯事項に関しては、僕もそういうふうな形で、やはり説明というか、もう少ししっかりと説明をしていただかないと、ちょっとこれだけだとさっき言ったような誤解を招くのではないかというふうに思います。

具体的にちょっと聞きたいんですが、先ほど音楽フェスティバルの話がちょっと具体的に出了けれども、私自身ちょっとまだこの総合調整に関しては、イメージとしてはいろんなことが出てきたときに、様々な流れの中で市長部局と総合調整するというのは分かるんですけれども、このにぎわい創出及び地域コミュニティ、特に地域コミュニティの活性化に関することということが、具体的にもう少し教えていただけますか。

行政経営課長 すみません、ちょっと先ほど申し上げたところなんですが、ちょっと具体的なことをまたこの場で明確にしまうと、ちょっと後々また影響があったりすると困りますが、先ほど提示いたしました音楽イベントのことというのが、今、お話しできている中である程度同意が取れていることですので、そちらにとどめさせていただければと思います。

以上でございます。

和座委員 だけれども、あまりそこら辺がはっきりしていないと、何かこのあたり、実際のところどうなんでしょうね。どういうものがそちらのほうに移行されるのかというのが具体的なイメージとして使えないので、もう少ししっかりと形で説明していただかないというふうには思いますけれども。

中西委員 条例は提案するときには、そこに何か説明文をつけるということはある得ないんで

すか。

行政経営課長 ないですね、はい。基本的にはこの議案の内容で。資料としてつける場合はございますが。

中西委員 その資料としてはつけられると。

行政経営課長 はい。議案の説明資料としてつける場合はあるんですが、議案というのはあくまでもこの形で……

中西委員 もちろんそうですけれども、だから、説明資料としてつけることはあり得るわけですね。

行政経営課長 それは、議案をあくまでも議会に説明するための資料になります。

中西委員 公にならないものですか。

行政経営課長 公になる議案というのはこちらになります。

中西委員 議案だけが公になるわけじゃなくて、説明資料というのは議会に個々に説明するための内部資料ということになるんですか。

行政経営課長 はい。

中西委員 でも、恐らくその議員さんもそういう質問を、我々が聞いているような質問を東漸されると思うんですけれども、それを内々の説明で済ますというのはちょっと分からないんですけれども。

教育長職務代理者 今のは、資料の効力に関してどうなんだということですか。附帯資料をつけた場合……

中西委員 効力というよりも、そういうものが説明資料として公にされるかどうかということですよ。

教育長職務代理者 そうですね。

行政経営課長 資料については、先ほども申し上げましたとおり説明資料としてお出しすることとはできるんですが、議案としてはこの形で出す形になっております。

中西委員 ですから、その説明資料というのは公にされるものですかという質問。

行政経営課長 例えば定例会見とかで議案の説明するときに、附属資料がついたりする場合はありますので公にできないということではなく、議案をより分かりやすくするための説明資料というのは設定することは可能だと思います。

和座委員 公にできるんですね。

中西委員 何かすごく持って回った言い方なんですけれども、記者説明するときなんかでも、

当然何らかの説明資料が出てくるのは幾らでもあると思うので。

行政経営課長 それを公とするか、議案の一部とするかというところの……

中西委員 いや、議案の一部にできなくても、公にする資料というのはあるわけですね。

行政経営課長 もちろんそれは、はい。会見とかで附属資料としてありますので。

和座委員 じゃ、公でいいじゃないですか、それは。要するに、そのこと自体がみんなに分かっていただきたいわけですよ。

行政経営課長 そこはもちろん丁寧に……

和座委員 内部だけで議論されていってというんじゃないんですね。

教育長職務代理者 その理解で大丈夫でしょうか。

中西委員 だから、そういうものを用意していただく前提じゃないと、やっぱり理解が不足するのではないかという。

和座委員 それをいわゆる附帯事項というべきだと、そこら辺は分からないんですけれども、やはりちょっとこれだけが表にばっと出てしまうと、かなりいろんな意味でみんなが誤解してしまって、先ほど言ったようなね。様々なことがあって、教育委員会から全くこの文化に関しての話が何も言えなくなってしまうようなふうに取り立てられるフロードにいろんな解釈があると思うんですけれども、そういったところに偏ってしまうと困りますから、少なくともそういったことはないんだよと。

行政経営課長 ちょっと一度手続のことも……

和座委員 文化政策の中にたくさんあるけれども、その中で総合的な調整とか、あるいはにぎわいとか、地域コミュニティは僕もちょっと分かりませんが、一部の部分については市長部局に移管したいということなるものをちゃんと話していただきたいというか、公にしていきたいということですね。

行政経営課長 ちょっとその手法とか手続に関しましても、一度ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 公にするのであれば、公というか、そういうふうに一般の方々にもきちっと理解してもらうためには、このぐらいの内容は載せたほうがむしろ分かりやすいと思うんです、条例に載せちゃったほうが。

和座委員 条例にね。それは僕もそのとおりだと思うんですけれども。

教育長 取りあえず、その項目だけは市長部局側でやりますよという、そういうメッセージとして。ただ、その書き方が、今の俎上に載っているようにちょっと混乱を生んでいるので、

あのままでいいかどうかということですね。

教育長職務代理者 生涯学習部長。

生涯学習部長 若干補足といいますか、教育委員会でそもそもやっております文化の考え方について、ちょっと自分の立場で整理をさせていただきますと、まず、地教行法と言われる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条の中に、文化財保護に関することということがございます。ただ、文化というような、大枠の表現はその19項目の中にございまして、特に関連するところとしましては、青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他の社会教育に関することという中で、文化の事業を今包括的にやっている。そういう意味では、担当課で申し上げますと、生涯学習部の中の全ての課が、何らかの関わりがあって文化の事業をやっております。

それで、今申し上げた社会教育に関すること、それから文化財の保護に関することはそのまま教育委員会に残りますので、残りますというか、教育委員会の業務ですので、社会教育政策の中で取り組んでおります文化の取組事業、政策についても、ここの条例案で書かれていること、あるいはその中で調整は必要かと思いますが、基本的にはそのまま継続されるというふうには、自分のほうでは認識しております。

もう一つちょっと、その文化財を除くということもちょっと論点になっていたと思うんですけども、これは国のほうで示しているところで、文化財の保護が地方公共団体の長が、自治体の長が管理の対象にしないという理由が4点ありまして、1点目は、やはり文化に対する専門的な、技術的な知見が求められるということと、それから2点目が政治・宗教的な中立性、3点目が文化財保護の普及啓発や人材育成に、学校教育や社会教育と一体となって取り組んでいくということ、それから4点目としては、開発行為等を市長部局では持っておりますので、そういったものを独立して適正に審査するというのが国のほうで法の趣旨として定めておりますので、当然教育委員会が独立して業務を行っている部分とそこは重なっているもので、非常に除くという表現で強くなっているというのがここの趣旨かというふうに認識しております。

以上でございます。

教育長職務代理者 どうぞ、中西委員。

中西委員 今のご説明で、文化財の保護は特別なんだということは分かるんですが、でも、その19項目ですか、その挙げられている中の一つであるのであれば、社会教育に関することも除くとしてもおかしくないような気がします、それは違うんですか。

生涯学習部長 元々社会教育は対象外なので、市長部局のほうには移管ができないです、特例条例の中でも。

教育長 とにかく分かりにくいところはたくさんあると思うんですね。

伊藤委員 すみません、今の19項目の中に、それは19項目は全て教育に関することですね。

生涯学習部長 はい、そうです。教育委員会が所管していることです。

伊藤委員 その中に、スポーツと文化、今おっしゃったように、文化という言葉はないとおっしゃいましたよね。

生涯学習部長 文化という独立した言葉はないです、はい。

伊藤委員 スポーツは。

生涯学習部長 スポーツはございます。

伊藤委員 それはやっぱり学校のスポーツという感じで出ているんでしたっけ。

生涯学習部長 すみません、スポーツに関することという表現、スポーツに関して。

伊藤委員 限定ないんですか。

生涯学習部長 限定ないです。

伊藤委員 じゃ、一般市民のスポーツもそうなんですか。

生涯学習部長 全てですね。全てといいますか、スポーツに関することという1行。

伊藤委員 19項目の中に。

生涯学習部長 はい。

伊藤委員 むしろスポーツのほうが入っているわけですね。

生涯学習部長 はい。

伊藤委員 それで、文化というのは……。

生涯学習部長 文化に関しては、まず文化財の保護に関する部分というのがございます。

伊藤委員 だから、文化財の保護はこういうふうに明らかに除くと書いてあるので、私は別に構わないと思うんですね。そうか、文化に関すること。そうすると、この教育に関する事務の中の文化に関することというのは、この書き方で、どうしてそういう教育に関する事務で文化というのが、どうしてここ出てくるのかちょっと僕は不思議なんです。

生涯学習部長 先ほど行政経営課長も申しておりましたが、伊藤委員のお話の中で。そもそも自治体が処理する教育ですとか学術ですとか、文化に関する事務のうち、教育委員会が所掌するものを、その19項目で規定しております、文化に関しては非常に定義も幅広いので、そもそも全ての文化を教育委員会で所掌しているということにはなっていないのが法的な立

てつけてございます。ですので、教育委員会で所掌している文化というのが文化財の保護に関するものと、先ほど私のほうで申し上げた社会教育の中で取り組んでいることが文化に関することというふうに理解しているところです。

教育長職務代理者 そうしますと、上のスポーツに関することの括弧書きの中で「学校における体育」というのも、今、部活動のことがやはり移行期に当たるので、それも全部そちらというふうに、これだと、学校の体育の授業以外のものは全て市長部局というふうに読み取れてしまうので、やはりそれもちよっとどうなんだろうという疑問が湧きますが、いかがでしょうか。

総務部長、お願いします。

総務部長 総務部長の秋庭でございます。よろしくお願いいたします。

幾つかご質問で議論がまとまらない中で、幾つかなんですけれども、まず前提としまして、今回の条例の中で、にぎわい創出や地域コミュニティの活性化を図るというのは、いろんな見方がある中で、段階的に今までもご意見をいろいろいただいた中で、こういった書き方をさせていただいて、個々の事業については今後教育委員会の皆さんとも連携しながら考えていきたいと。

その中で、ご質問のスポーツに関することにつきましては、こちらにつきましては「学校における体育に関することを除く」ということで、部活動については、その中で、ここも教育委員会の皆様のご意見をいただきながら、どういった所管がいいのかというのは調整させていただきたいと考えているところでございます。すぐに教育委員会から市長部局にということとは考えておりません。

教育長職務代理者 その点も附帯記載みたいなことを、今の文化みたいな形でなさるというふうに思っってよろしいんですか。

総務部長、お願いします。

総務部長 附帯というのは。

教育長職務代理者 要するに、この一文だけだと、その部活動云々ということが見えないので、見える形で文章を補足説明してくださるという……

総務部長 そうですね。今まで中西委員、伊藤委員、和座委員からもありましたが、これだけで表現できないところって多々あると思います。それにつきましては、きちんと我々は説明責任がございますので、附帯なのか、別添参考資料ということで、いろいろなものについてはご説明させていただくということは想定しております。

以上でございます。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

和座委員。

和座委員 学校における体育に関することを除くということなんですけれども、体育と保健というかな、要するに体育だけではなく保健という健康に対しての様々な取組、予防接種も含めて、そういったことも関係した、そういったことも含めて、多分このスポーツに関するところの中に含まれてくると思うんですが、それはこの場合にはどういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

教育長職務代理人 総務部長、お願いします。

総務部長 繰り返しになってしまうんですが、なかなかこちらの中で全て書き込むということが難しい、条例の中に。そういった中で、今言われたことにつきましては、きちんと参考資料の中で説明していく。さらに、そこで説明し切れないものについては、追加というか、説明していくことになろうかと思えます。

繰り返しになりますが、市長部局のほうで全体調整という項目を入れさせていただいている中に、いろいろな考え方、市民の方、団体の方も含めてあろうかと思えますので、そういったことも踏まえまして、来年度以降、市長部局内にそういった意見交換の場、そういったのを設けまして、様々な意見を聞きながら、聴取しながら、どちらがやっていくのがいいのか、連携してやっていくのがいいのか、そういったことを今後詰めていく、その意見交換の場みたいなのを想定しておりますので、今おっしゃられているような不明な点とかご心配な点につきましては、一つずつ解決していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理人 ほかにございますか。

中西委員 最終的にこれはどうするんですか、今日の段階で。意見聴取というのはまとめなくていいんですか。

教育長職務代理人 もちろんまとめないと、そのために議案に上がっておりますので。ただ、皆様から……。

伊藤委員。

伊藤委員 何かやっぱり（１）と（２）の書き方が非常にちょっとアンバランスというか、市の条文としてあまり美しくないなという気がしているんですけれども、スポーツに関するところについては説明がないんですよ、括弧の中に、どういうことをやりますと。ただし、学

校における体育に関することを除くという、本来そうあるべきところを除くだけ書いていて、スポーツに関することは一体どういうことなのかというのはもう何も書いていないので、恐らくスポーツに関することはもう全てなんだよと、文句言うなど、全部だというようなことが読み取れるんですけども、そうすると、文化に関することについては、何か文化財の保護に関することを除くという除くことが書いてあって、その後に何かちよろちよろ非常に重要なことが書いてあるわけですね、文化政策の総合調整並びに何とかに関すること。それを、そういうことをやるんですよというんですけども、それは読めば分かるだろうと、やることなんだということなんだけれども、この順序も何かちょっとおかしいし、何かちょっとスポーツに関することと文化に関することが、ちょっと何か量的にもバランス、あまり何か整合性がというか、きちっと美しくないんですよ。

だから、それは条例というのはある程度やっぱきちっと分かりやすく、誰が見ても、それは確かに全部書き込むことができないというのはよく分かるし、それは議会で説明すればいいし、あるいは場合によっては附带的に何か公開文書を出してもいいのかと思うんですけども、何かちょっとこの条例としてきちっと書けないかなと思うので。というのは、スポーツに関することで、何か総合的にこうこうこういうことです、ただし、学校における体育に関することを除くというふうには書けないのか、それから文化に関することも、本来ならやっぱやるべきこと、「次に掲げるもの」だから、文化に関することで、文化政策の総合調整とか何とか何とかで、ただし、文化財の保護に関することを除くと。

それで、さっきただし書にするとすごく何か格が落ちるような感じのことをおっしゃったけれども、必ずしもただし書って非常に重要なんですよ。ただしでこういうことが書いてあるので、これは駄目でしょうということをよく言われますよね。だから、決してただし書になっても、文化財の保護に関することは重要なことで残るので、何かそのきちとした、統一的に書いたほうが、そのスポーツと文化をね。そのほうが何か分かりやすくなるのかなというのが私の感じなんですけれども。ちょっとほかの方の。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。

長くたくさん議論を重ねて、勉強会を重ねさせていただいたから今分かることで、逆に今まで説明とかがない方が読んだときに、この（２）のところが違和感を感じられるというのはあるなと思いました。

これは（３）とかにするのが、法律的な法規とかはあるっていうのとか、前提はあるのは

分かるんですが、これからの時代だということや、このまた長い説明だとか、いろんなものがつけ加えられるぐらいだったら、条例できちんと分かりやすい表現をしていただいたほうがいいのかなと思ったりしましたのと、あと続けて、先ほどのお話の中で、社会教育における文化、文化祭も先日もありましたけれども、そういうところの仕分けみたいなのが、私たちは教育委員だから分かるけれども、それ以外の方が説明を受けたときに仕分けが分かりづらから、全部市長部局がやるのかとなって不安になるみたいなことがあったりする可能性が出るのかなというのも、今お話を聞いていて、市民として、誤解がないようにするためにも、分かりやすさというところや、あとは資料の提示だとか、そういうことも含めて考えていくことが必要なのかなと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

和座委員。

和座委員 私のこれは私見になっちゃうかもしれませんが、私、この間出席できなくて、ちょっと自分の考えをまとめたんですよ。それをちょっとお話ししていただいたようでありがとうございます。

あのときにあそこに述べたことなんですけれども、やはり例えば市民の考えだとか、そういうふうなことがやっぱり一番基本的になるし、それから子供さんの考え方というのももちろんすごく重要だし、そういうことをちゃんと酌み取りながら進めていくということが、やっぱりとにかく鉄則だと思うんですよ。

こういう中で条例をつくって、市長部局にこの話を持っていくというのが、私としてはちょっと何かすごく急いでいるような感じがして、もう少し足腰を整えてしっかりと議論した上で持っていくというのがいいのかなというふうには今でも思っています。

もし、あえてどうしてもその中でこれを進めていくということであれば、やはりもう少しこの文書の中で、これだけあまりにもちょっと何を言っているのか非常に曖昧としてしまっていて正確なところが出てこないの、やはりもう少し、このさっき言ったようなところについての附帯事項なり説明事項なりというのが、しっかりとした形で条例の中に組み込まれて、その中で、やっぱりある程度いろんな人たちの、市民のそういった声を大切にしながら議論をしていく、そういう場がしっかりと設定されている。その中でいろんな意見が出るでしょうから、その中でいろんな話を持っていく、ある意味では特別委員会みたいな、僕はイメージを持っているんですけれども、そういうふうな議論をするようなことについての場を設定

するよということも、何かやっぱり僕としては附帯事項としてはしっかりとあってほしいなというふうには思います。ただ、それがさっき言ったような、ちょっとこの条例とどうマッチングするのかちょっと僕は分からないんですけれども、すみません。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

総務部長、お願いします。

総務部長 まず、伊藤委員の言われたことの中で、行政経営課長の答弁の繰り返しになってしまうんですが、我々のほうとしましては、やっぱり文化財の保護に関するものを除くというところは優先的に考えて、こういった立てつけになっているということと、そもそも最初の頃は、一番最初に意見交換会で出させていただいたときには、文化に関するもの（文化財の保護に関するものを除く。）という形で案を出させていただいて、その中で、やはりそれだけだと教育委員会さんでやられている文化事業が全て市長部局に移管してしまうんじゃないか、そういったご意見もあった中で、我々のほうとしましては、そうではないんだよというところで、今、市長部局が実施しているにぎわい創出とか地域コミュニティの活性化とか、そういった書き方をしながらという中で、この条例文を策定したところでございます。

また、和座委員から言われた中で、繰り返しになってしまうんですが、意見交換会の中で、やはり司令塔みたいなのは必要だねという話は多々委員の皆様からあったと思うんですが、その中で、我々のほうとしましては、この司令塔というところが文化政策の総合調整というところにかかってきますと。その中で、先ほど行政経営課長、私も答弁したように、意見交換の場みたいなのは来年度設置したいと考えておりますので、そこはまた意見交換の場になりますと予算とかもかかってしまいますので、具体的にどこまで、どの時点でご説明できるかというのはあろうかと思いますが、どこかの時点でご説明させていただく機会を設けたいと思っています。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 私も、今、総務部長がおっしゃったように、この文化政策の総合調整とか、それ以下の表現というのは、相当苦勞として考え出された文章かなというふうに、最初これを見たときに思いました。ただ、私さっき言ったのは、ちょっと文章として、何かあまりよくない文章というか、非常に分かりにくい文章かなという感じがしましたので、それをきちっと市民の方に分かるようにしたらどうかなということで申し上げた提案なので、もう市のほうが、これは市のやり方であって、この分かりにくいところがむしろいいところなんだというよう

なこともあり得るので、分からなければ説明しますということだろうと思いますし、ここでこれだけ議論して、そのいろんな文化が教育委員会のほうに残るということはもう分かっているわけだし、あと社会教育課もそのまま残るわけですし、そこから音楽だけがなくなるかもしれないけれども、そういうことで、我々は非常によく分かっていますので、どうしても時間的制約でこれを変えられないというのであれば、やむを得ないのかなと。これはこういうふうにしたらというてにをは的なことを申し上げても、もうこれは変えられないというのであれば、別に中身が間違っているわけじゃないので、ただ美しくないというふうに申し上げているだけなので、これもしようがないのかなというふうには私は思いました。

教育長職務代理者 ほかにご意見ございますか。

教育長。

教育長 決めたいのは分かるんだけど、ただ、今いろんな意見が出てきたようにやっぱり難しい案件ですよ。教育委員会というのは独立性が担保されているわけだから、そこから市長部局としてこういう案件をいただきたいという。でも、現状で私たちも何も困っていないので、今のままでも。だから、別にそれを無理してのむ理由は私たちにはない、私には少なくともない。この間の総合教育会議の後も、ある方からは、何のためにやっているんですかと聞かれました。全然、市民の方が分かりませんでしたねって。そういうふうに見られているということですよ。

だから、これをこのまま、例えばこの場を通して議会にかけても、また同じような混乱が生まれるのかなという。そのためには、お二人の意見にもあったように、あるいは私も申し上げたように、ただしとかってつけたほうがむしろ分かりやすくなる。分かりやすいほうを選んだほうが私はいいと思う。この場で修正ができるのであれば、それはそれでやってもらいたいというふうに。私たちも、今、独立性とか言いましたけれども、できれば否決でも私は構わないと思っているんだけど、ただ、今も部長さんの発言にもあったように、私も何度も言っているように、これだけ多様化が進んだ中で、例えばこれに出ている項目、2つ、3つも、これまで市長部局と教育委員会と一緒に連携取りながらやってきているわけだよね。でも、それだけでは見えない部分が出てきているから、やっぱりどこかコントロールするところが、あるいは情報を共有する場所が、全部を見渡してくれる場所がやっぱり必要だな、それはもう教育委員会では無理なので、そこは無理して部をつくる必要はないと私は正直思っているんだけど、課で十分だからね。でも、それにプラスしていろんなことをやりたいとなると、文化スポーツ部という、そういうものを立ち上げるためにこの条例は必要なん

だろうかと、そこまでは分かります。分かるけれども、やっぱりあまりにも拙速だし、市民の皆さんと色々な話合いというか、意見を聞く場、情報を提示しただけで、しかもあの情報は一番最初のほうの提示だから、今の私たちが見ている、この勉強会で見てきた情報は一切出ませんよね。それをこれから始めなきゃいけない。そうやって考えたりすると、本当にこんなにスピード感をもって進むべきものなのという、そういう疑問は感じる。だから、その辺を、でも、もう始めるのであればそれなりの約束はしてもらいたい、お互いのね。

今回も、この提案に意見の聴取で、こちらからは意見書を出す、その意見書というのを、さっき武田委員さんがおっしゃられた附帯決議みたいな意味合いも含めて、私たちから、こういうことはちゃんと守ってほしい、例えば特別委員会のようなものを早めにセットして、それを踏まえなければ絶対に具体的な施策の実施はあり得ないとか、次に何をやるかということについて、何が必要かとか、そういう議論をちゃんと踏まえて進むべきだとか、そういうったこちらからのいろんな要望というか、やっぱりこれまではみんな部長も課長も、みんな自信持って毎年毎年やってきた、積み上げてきたものがあるわけだから、そういうことをちゃんと書かせてもらって、それを共有しますと、そういうふうな意思がそちらにもあるのであれば、そこまではできるかなという気が、今、いろんな議論を聞きながらしました。

そうじゃないと、もう条例が一人が走って、いろんなものがなし崩しになっていってしまう。そうすると、私たちはやっぱり市民の皆さんの混乱が心配です。今日もこうやって対面しているからいろんな意見交換ができるわけで、文化スポーツ政策の難しいところは、やっぱり市民と直接向き合うところじゃなくて、関わらないと見えてこない部分が多いんですよ。だから、私もなるべく足を向けるようにしている。一緒に悩まないとかが見えてこない。一般行政と大きく違うのはそこなんです。だから、手間暇は全然違ったものになる。そういったところもお互いに意見交換しながら、いや、これは駄目だよとか、ここはもっとこうしようよとか、そういう場が絶対必要だし、少なくとも場所を変えれば世の中が変わるわけじゃないんだから、やっぱりそういうふうなことをちょっと踏まえてという進み方が、もしルールとしてこれからつくれるのであればということと、先ほどの表現の問題と、この2つのことについてはどうですか。

教育長職務代理者 総務部長、お願いします。

総務部長 教育長のほうから何点かご質問とかご意見いただいた中で、分かりづらいというところについては、議会も含めて我々は市民の方々への説明責任は負っているところでございますので、そこはしっかりやっていくと。今後この方針が固まれば、団体の方も含めまして

説明する、そして意見をいただく機会は設けていきたいと考えております。

また、2点目としまして、これは何回も繰り返になってしまうんですが、市民の方や団体、教育委員会の皆様が参加メンバーとなっていただけのような意見交換の場は設置していきたい。その2点は、私の中ではそういうふうにしていきたいと考えております。

3点目、条例につきましては、我々のほうの法務担当も含めまして、この書き方は相当時間をかけております。その中で、意見交換いただいた内容を踏まえまして、こういった条例文になったということをご理解いただければと考えているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 恐らく今までの会議でたくさんご意見、皆様から聞いてきて、私も学ばせていただいたことがたくさんあるんですが、それがここに表現できていないことに対しての不安というものをどういうふうに表現していただけるのかというお答えが、やはり今いただけていないというところが、決議に至るのにちょっと今皆さん苦慮している。そのところをもう少し何かご意見いただければと思いますが。

総務部長、お願いします。

総務部長 繰り返になってしまうんですが、一番最初に意見交換会でおっしゃっていただいた内容というのは、文化に関することで、文化財に関するものを除く。それですと、なかなか文化って広いよね、教育委員会で文化事業できなくなってしまうのみたいなお話もあったことを踏まえまして、そうではないということで、我々のほうとしましてはにぎわいとかコミュニティの活性化、この文化スポーツ部の設置目的のところを引用して条例文を作成したところでございます。我々のほうで、今までの3回の意見交換会、そして総合教育会議を含めまして、委員さんの皆さんからいただいたご意見を踏まえて条例文を規定したと認識しているところでございます。

以上でございます。

教育長 そうなると、やっぱり受け入れるわけにいかなくなっちゃうよ。なぜかという、さっきも言ったように、文化スポーツ行政というのは、市民と直接向き合って触れ合うの。相手の気持ちが分からないとできないんです。でも、条例というのはこういうものだから、理解してくださいよって、そういう行政じゃ困るんだよ。だから、その姿勢ありきでいくのであれば、文化スポーツ行政をそっちに渡すことはできない。その情報を今求めている。そこを理解してもらいたいんですよ。そこで私たちは毎日苦労しているんだから、その市民との向き合いの中で。何でその条例の1か所、2か所の訂正を今求めているだけの話なのに、そ

こに応じられないのか私は分からない。

それと、先ほどの部長さんの私に対するお答えの中には、私はそういう意見交換の場を踏まえてから次に進むことを約束してほしいと言ったんですけれども、それに対するお答えはなかった。そういったことも、これから何年かは、少なくとも最初の二、三年はお互いに手を携えてこれは進めていかないと、もうできませんよ。そういったところも共有したいので。なのに、いや、条例というのはこういうものですから、これで理解してくださいというその姿勢は、私は逆に理解できませんということですよね。

教育長職務代理者 総務部長、お願いします。

総務部長 教育長、教育委員さんのご意見というか考え方は、我々としましても尊重というか、しないといけないという立場であります。ですので、今回、附帯決議等いただいて、再度議案として出さざるを得ない状況なのかなと考えております。もう一度市長部局の中で検討させていただいて、ご提案させていただければと考えております。

以上でございます。

教育長 それで間に合うの、時間は大丈夫なんですか。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 教育総務課でございます。

今回市長から意見を求められておまして、12月定例会の提出の前に教育委員会の意見を求められておりますので、教育委員会としてこれに同意するのかどうかというのを、至急このような会議で回答しなければいけないという状況でございます。

日数的にいいますと、来週には12月の議案を、こういったものを出すのかというのを議会のほうに説明に入らなくちゃいけない状況になりますので、非常にもう時間的には、もう一度集まってというのが難しい状況ではございます。

教育長 ただ、しなければならぬ。

教育総務課長 そうですね。この中で、こういった文言でというお話がただし書とかというのを入れるという案をここで決めたとしても、一度持ち帰って、総務部のほうも行政経営課の法規の判断を仰がなくちゃいけないということで、この場でちょっと決められないという状況がございますので、一度持ち帰るか、もしくはご意見の、伊藤委員さんのお話もありましたけれども、表現の中で説明はきちんとしていって、内容に間違いがないようであれば、これでということであれば、今日決まれば、それで次に皆さんの中でこれに同意するのかどうかというのを、またお話を続けていただくような形にはなりますけれども、そんな状況で、

ちょっと時間的には厳しい状況ではございます。

教育長 ということは、審議の継続をするということ。今回は決は採らないということでしょう。今、総務部長さんがおっしゃられたということは、このまま今日の議論は一旦閉じて、審議の継続を次の臨時教育委員会会議なり開いてもう一度するという、そういう選択ということでもいいんですか。ここで一回決を採って、どうなるかまだ分かりませんが、結果によってもう一回するというより、一旦中断というか、ここで今回の会議は閉じて、それでもう一度ということの流れですか。

教育長職務代理者 議論が長引いておりますので、一旦、10分程度休憩を取りまして、審議を再開したいと思います。

教育長 いろんな議論をいただいて、私、進行じゃないんですけども、意見ね。意見というか、もうそろそろまとめたいたということもあるので、いろいろ時間的なこともあって、こういったことは大分前にもあったりして、そのときは訂正文をここでもう決めちゃって、それで、じゃ、これで約束してもらって決めましょうと、そういうときもありました。

ただ今回は、法務担当のほうに確認をする作業というのがどうしても、これまでの受け答えを見ていると、そこはもう、今ここで決められないという、それはあるみたいなので、ただ、私たちの意見としては、やはりもっと分かりやすい文章にしてほしいと。内容はもう大体了解の上で、文章さえ分かりやすくしてもらえればオーケーという、そこはよろしいというか、そうですね。

(「はい」の声あり)

教育長 なので、それを事務局に約束してもらいたい。であれば、今回ここで決を採るということは可能だと思います。

ただ、もう一つは、やはり何度も出てきているように、何とか委員会、名称は分かりませんが、一緒に議論する場をもう確定してもらって、そこを踏まえての一步ずつ、この文化スポーツ行政を進めるという、そのお約束を、この2つを約束してもらいたいなと。であれば、そこで決を採るというのはいかが、ちょっと進行をお願いします。

教育長職務代理者 今、教育長が説明してくださったように、教育委員会と市長部局が話し合いの場を持つという機関を設置するということ、あと事務局に、今上がった意見の整理をお約束していただくということを附帯しての決議というものはいかがでしょうかということだと思いますが、それに対してご意見ございますでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 その委員会的なものというのは、前、市長も何かおっしゃっていたし、これを実現したら、必ずそれはやらないと、この進め方にも関わってくるので必要だとおっしゃっていたものなのか、それとは別に、そういう市長部局と教育委員会の間での、言ってみれば事務的な調整をするだけの場なのかというのはちょっとはっきりしないんですけれども、私は前者であれば、単に市長部局と教育委員会だけではなくて、外部のスポーツ団体であるとか、あるいは文化をやっている団体とか、そういったところも巻き込んで、やっぱり市の進め方とか、そういったものも含めて、これは今までのやり方とこういうふうに違って非常に困っているとか、あるいは逆によくなったとかというようなことも含めて、今後どうするかというのを議論していく場で必要だと思うんですけれども、それとは別に、何かもう少しこういう文言を。

教育長 いや、別にだと、また屋上屋になっちゃうから、それじゃなくて。

伊藤委員 市長がおっしゃっていたようなのでいいわけですね。

教育長 おっしゃっていたやつを。でも、それが後になったら困るんですよ。要するに、いろんな物事を始めながら、その後づけでやるとか。

伊藤委員 だから、それは私は来年度からできるんだと思っていたんですけれども。

教育長 そうですね。だから、そこを早くやってほしい。そこをやって施策、そこをやって施策という、そういうふうなサイクルをつくってもらいたいと、そういう意味で私は述べました。

伊藤委員 分かりました。

和座委員 私もこの文書で、最後にちょっと書かせていただきましたけれども、かつて新しい病院をつくるに当たって委員会でみんなで話したことがあったんですね。そのときは専門家がたくさん呼ばれて、その中で、あのときは確かに地域ですから、地域の人たちも呼んだと思います。そういうような中で、みんなで議論した中で、ある程度のものをつくり上げた上で議会のほうにも提出しながら、議会の人たちもそれで当然よく分かるわけです。それがまずあってからですから。その中で議論ができて、最終的にあの場所に決まったという経緯があったんですね。もちろんそれはあくまで参考までですけれども、今回と必ずしも当てはまるものもない部分があるかもしれませんが、そういうことで、やはりしっかりとした議論を、まず外部の方たちも含めていろんな人たちが集まった委員会というのをちゃんとつくっていただきたいなと僕は思います。

教育長 それで、条例は至急修正していただいて、それをなるべく近日中に連絡をいただいて、

お互いに、改めて会議は開かないとということで、彼らにも精いっぱい修正案を考えてもらうということでは駄目ですか。

伊藤委員 結構ですけども、どういう形で修正案になるのかというのは、ちょっと何かある程度方向性が見えないと。

教育長 ですから、今、私たちの意見を参考にした修正案ということ。

伊藤委員 大丈夫ですか、それで。

教育長 そこが難しいですけども。

教育長職務代理者 総務部長、お願いします。

総務部長 2点、教育長からいただいた中で、まず1点目の意見交換の場というのは、市長部局、教育委員会、教育委員さん含めまして、市民の方々、団体の皆様、そういった様々な方たちが参加するような意見交換の場はきちんと予算要求していきたいと考えています。その中で、教育長が再三ご指摘されているように、そこできちんと議論を重ねながら、教育委員会でやったほうがいいのか、市長部局のほうでやったほうがいいのか、より連携してやったほうがいいのか、そういったことを議論していただく場は設けていきたいと考えています。

2点目の条例につきましては、今後審議の話になると思いますが、今回、委員の皆様からいただいた内容を我々もしっかり受け止めまして進めさせていただければと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 その委員会というのは、スポーツと文化というのは分けて設けたほうがいいんですかね、それとも。

教育長 いや、一緒のほうが良いと思います。

伊藤委員 文化スポーツと一緒に。そうすると、かなり大勢になっちゃいますよね。

教育長 いや、あまり、だから人数は絞った上でですよね。

伊藤委員 じゃ、文化とスポーツ一緒の。

総務部長 そうですね、今は、はい。

伊藤委員 それを想定して。

教育長 その辺は。

和座委員 そうだね。そして、またあくまでしっかりとした調査を求めた、そういった資料もそろえていただきながらやるほうが良いと思います。

伊藤委員 その文言について、ちょっともう一度私も言っているいいですか。

この2条の（１）、（２）のスポーツに関すること、文化に関することというのは、これはもう当然なので、これは変えられないと思うんですけども、特に（２）の文化に関するところの文化政策の総合調整というのは、これは必要なんですけども、その後のにぎわい創出とか地域コミュニティの活性化に関することというのは、もちろんこれは私も当然ずっと必要かなと思っていたんですけども、教育に関する事務の文化なんですよね。だから、にぎわい創出とか地域コミュニティの活性化というのは、現に今も市長部局がやっていることであり、教育に関する事務の教育というのが頭にある文化ではないんですよね。だから、あえてここに書かなくてもいいんじゃないかなという感じがするんですけども。なぜそれをここに入れなきゃいけないのかというのが、そのやるべきことの中に、なぜこれを列記しなきゃいけないのかというのがちょっと、あまり必要ないのかなと。それで、かなりこんな、こういうちょっと異質な文言が入っていることに、ちょっと何か違和感を感ずるんですよ。なので、要らないのではないかなと思います。

それから、文化政策の総合調整というのは、これは極めて漠然としたことで非常に大きな、これをもって何でもやれるし、かつ場合によっては何もできないかもしれない、とにかく曖昧な表現ではあるけれども、やっぱりこれというのはよくある表現なんですよね、文化総合政策。そういうのが頭に来て、ただし、文化財の保護に関することを除くで、僕はいいんじゃないかなという感じがいたします。

それとの関連で、スポーツに関することと言えば、学校における体育に関することは除くんですけども、もしこれに何か、より１と２のあれを合わせるためにも、スポーツ政策の総合調整というのがあり得るのかどうか。もしそうならば、この括弧の頭にスポーツ政策の総合調整、ただし、学校における教育に関することを除くというふうにしたほうが、１と２の整合性が非常に美しくなるのではないかなと、私は個人的には思います。

ただ、そちらの判断で、スポーツに関する総合政策なんていうものはないんだと、もう教育委員会は全部スポーツは手放したんだと、学校におけるものを除いてね。ということで、どうしてもそういう言葉を入れたくないというのであれば、これはもう私は何も言えないので、それは諦めますけれども、そういうふうにもし何かあるのであれば、それで説明できるのであれば、それがいいのかなというふうに思いました。

和座委員 ちょっとそのことでよろしいですか。

僕は今なるほどと思いました。このスポーツに関する総合調整というのは、やっぱり子供さんに対してのスポーツにということが、当然これは子供は成長していくわけですよね。そ

ういう中で、やっぱりその後、健康ということを含めた様々な流れの中のライフステージを考えたスポーツというものをやっていかないといけない。そういうことを考えながら、その部分の中で、じゃ、成長期にはどうやっていけばいいのかというふうな観点も必要だと思うんです。もうそこだけ切り取ってしまうなんていうことは、もう全然僕なんかは考えられないですね。ですから、当然そこら辺のことはやっぱり総合的に調整していくという、この立場は非常に重要だし、僕はまさに、ここにこういうふうな新しい発想が出てきたということは、そこに物すごく肝があると思っているので、ぜひそれはすばらしいんじゃないかなと私も思います。

以上です。

中西委員 総合調整に関することだけで、そもそもこちらが納得されるのかがどうかがよく分からないですけれども、どうなのでしょう。

教育長 その辺も含めて考えてもらえれば。

中西委員 と同時に、条例の文案と同時にやっぱり説明の場の保証は、当然議会に対して説明されるのに用意されるんだと思うんですよね、内々には恐らく。そうじゃなきゃ、口頭だけでは多分難しいような気がしますし。であれば、そういう議会が先か、こちらが先かということは恐らくあるとは思いますが、やっぱり並行して我々にもそういう、こういう説明文でどうでしょうかというようなものをある段階でいただく前提のほうがいいと思うんですけれども、いかがですか。

教育長職務代理者 時間軸的にご意見いただけますでしょうか。

総務部長、お願いします。

総務部長 議会に対してしまして、大変恐縮でございますが、議会への説明資料を前の段階で出すというのは非常に厳しいのではないかと。議会と並行して、もちろん委員の皆様にはご提示させていただければと考えております。例えばそこで、委員の心配されているような、ここは足りないんじゃないのとか、こういった表現はということであれば、後日、そういったことも含めまして、再度議会に説明する場を設けさせていただくなどして、臨機応変に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

教育長 もし時間が可能であれば説明をしていただく時間、臨時にこういう場をつくるということも可能ですよね。可能であればなんですよね。でも、そのときに決議を持っていくんじゃないくて、そこまでの範囲を含めて、今ここで結論は出すということでよろしいですか。

(「必要なら」の声あり)

教育長 必要ならというか、向こうは必要なので。私たちは必要ないですけども。なので、じゃ、お願いします。

教育長職務代理者 ただいまの議論を整理させていただきたいと思います。

2点、教育委員会と市長部局の意見交換の場を設置する。もう一点が、このたびの教育委員会との議論の中でいただいたご意見を事務局に意見書として付していただくことを約束事項とする。並びに、条例の文言の整理についてご提案を検討していただく。以上のことがご意見だったと思います。

和座委員 ちょっとよろしいですか。一番最初のところは、教育委員会と市長部局だけの話ではなくて、もう少し幅広い。

教育長職務代理者 失礼いたしました。

教育委員会と市長部局並びに市民の関係者ということでよろしいでしょうか。

和座委員 そうですね、はい。

教育長職務代理者 以上を踏まえまして、決議をさせていただきたいと思います。

今挙げさせていただいたことを附帯条件としてお含みいただきまして、皆様の採決をさせていただきたいと思います。

松戸市教育委員会会議規則第26条の規定により、このたびは挙手にて行いたいと思います。よろしいでしょうか。

議案第28号のこのたびの附帯を含めての同意に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長職務代理者 挙手半数以上をもちまして、議案第28号は、事務局の意見をお願いした上で決議いたしました。

よろしいでしょうか。ごめんなさい。何か、何を言っているか分からなくなりました。

和座委員 いや、それでまとまったと思います。

教育長職務代理者 すみません、至らないところは許していただきたいと思います。

以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

再開の準備が整うまでしばらくお待ちください。

(関係職員及び傍聴人入室)

教育長職務代理者 それでは、ご報告いたします。

秘密会にて、議案第28号は意見書を付した上で同意する旨を市長部局に回答することを可決いたしましたことを報告いたします。

なお、意見書の内容につきましては、本日の審議の内容を踏まえ制作し、後日提出することといたします。

以上でございます。

本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 お疲れさまでした。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。

次回の教育委員会会議は、令和5年12月20日の水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、次回、令和5年12月定例教育委員会会議は、令和5年12月20日水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和5年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時35分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員